

統合新校の基本的事項に関する 協議結果報告書（令和 4 年度）

令和 4 年 11 月
第八中学校・第十一中学校 統合新校推進協議会



<目 次>

第1 新校の基本的事項について

- | | |
|---------------|-------|
| 1 位置及び通学区域 | 1 ページ |
| 2 新校が目指す学校像 | 3 ページ |
| 3 施設整備 | 4 ページ |
| 4 校名等の選定・検討方法 | 4 ページ |

第2 移行期間中の教育活動・交流活動について

- | | |
|------------------|-------|
| 1 教員間で行う検討事項 | 5 ページ |
| 2 各校で行う教育活動・交流活動 | 6 ページ |

第3 今後の取組体制及び配慮事項について

- | | |
|------------------|-------|
| 1 今後の取組体制 | 7 ページ |
| 2 取組に当たって配慮すべき事項 | 9 ページ |

第4 協議会で出された各委員からの意見・要望 10 ページ

【資料】

- 1 第八中学校・第十一中学校の統合新校推進協議会設置要綱
- 2 第八中学校・第十一中学校の統合新校推進協議会委員名簿
- 3 第八中学校・第十一中学校の統合新校推進協議会協議経緯

令和 4 年度統合新校推進協議会における協議結果のまとめにあたって

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会（以下、「協議会」という。）では、目黒区教育委員会教育長からの委嘱を受け、令和 4 年 4 月 25 日から 11 月 18 日までの間に 7 回の協議会を開催し、統合によって新設する中学校（以下、「新校」という。）の位置など、統合に関する基本的事項について順次議論を重ねてまいりました。

新校の位置、通学区域及び目指す学校像については、他の事項に先立って協議結果を取りまとめ、8 月 29 日に教育長に報告いたしました。

この度、令和 4 年度に協議を予定していた他の事項についても協議を行い、一つの区切りを迎えたので、「第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会設置要綱」第 9 条に基づき、報告いたします。この報告書が、新校の整備方針策定の一助になれば、幸いに存じます。

また、多くの方のご協力をいただきながら一定の協議結果が得られたことについて、新しい地域の一体感の醸成に向けての確かな一步を踏み出すことができたものと確信しております。

引き続き、保護者、地域の方々、学校及び教育委員会が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことで、円滑な統合に向けての取り組みを進めていくことができますよう、よろしくお願ひいたします。

この統合の取り組みが、生徒自らの考へで新校を創りあげていくチャンスとなり、また、新校での学校生活が学習のみならず、将来を語り合える友人との出会いや、より深い結び付きにつながるよう願っています。

なお、残された協議事項である新校の校名の選定につきましては、令和 5 年度に協議し、結果については別途報告いたします。

令和 4 年 11 月 30 日

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会

会長 辰巳ヒロミ

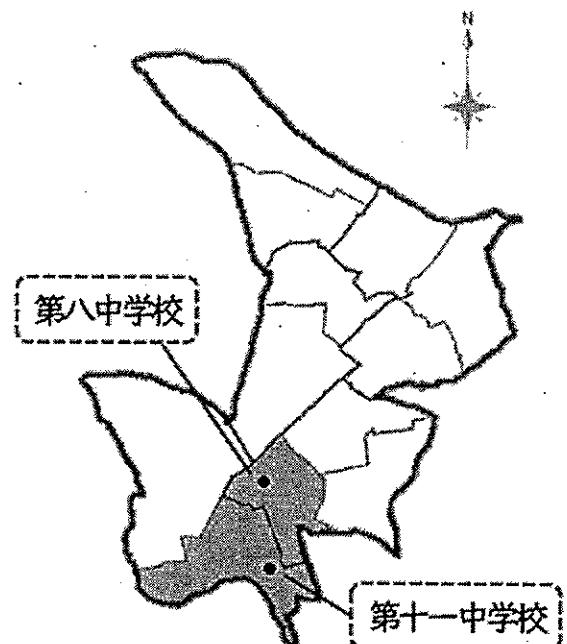
第Ⅰ 新校の基本的事項について

Ⅰ 位置及び通学区域

(1) 協議結果

新校の位置については、現在の第十一中学校の校地とし、通学区域は第八中学校と第十一中学校の通学区域を合わせたものとすることが望ましいことを確認しました。

なお、区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月目黒区教育委員会)によれば、令和7年4月に新校を開校してから、新校舎が現在の第十一中学校の位置に建設され、移転するまでの期間は、現在の第八中学校の校地が新校の位置になると認識しています。



【図 通学区域図】

(2) 理由

通学の条件では、通学区域内のすべての生徒が通学できる時間の想定は、新校の位置を第八中学校の校地とした場合には徒歩35分圏内、第十一中学校の校地とした場合には徒歩25分圏内となります。また、このため、第八中学校の校地とした場合には、徒歩以外の方法での通学を選択する生徒が生じることが考えられます。

一方で、校地・校舎等の条件では、敷地の特徴や建築条件は異なりますが、いずれの校地が新校の位置になった場合でも、新校に必要な一定規模の学校施設の整備が可能であるとともに、自然災害に対する安全性の確保は可能と考えられます。

これらの条件を総合的に勘案し、生徒の負担・安全の観点から通学の条件を優先的に考えて、新校の位置は、第十一中学校の校地とすることが望ましいと考えました。

(3) 協議会での議論を踏まえた留意事項

第八中学校の校地が新校の位置となる期間について、次の考え方を基本に適切な通学負担の緩和措置を講じるように要望いたします。

通学負担の緩和措置について

以下の区域から第八中学校の位置まで通学する場合に、距離（道のり）が2キロメートルを超え、かつ徒歩で30分を超えることが見込まれる。生徒への通学負担の緩和措置については、以下の対応が考えられる。

1 自由が丘二丁目・三丁目一部地域の通学負担の緩和措置について

(1) 公共交通機関の交通費補助

鉄道及び路線バスの利用により、通学時間の短縮につながることから、公共交通機関の定期代の補助を行う。

(2) 指定校変更制度による対応

第十中学校への通学により、通学負担の緩和が見込まれる場合は、第十中学校への入学を希望できることとする。

2 緑が丘三丁目一部地域の通学負担の緩和措置について

(1) 公共交通機関の交通費補助

鉄道を利用した場合には、徒歩通学と比較すると、住所地や時間帯によっては、数分程度短縮される場合があり、また歩く距離は4割程度の縮減が見込める。

時間短縮の効果は限定的だが、歩く距離が縮減されることで一定の通学負担の緩和になることから、公共交通機関の定期代の補助を行う。

(2) 車両による対応

マイクロバス、タクシー、ハイヤー（貸切乗用車）の利用、区が所有する車両の活用など利用人数に応じた対応を講じる。

(3) 安全性に最大限配慮した自転車利用

通学時の安全確保が課題となるが、徒歩や公共交通機関と比べて通学時間が大幅に短縮される。

そのため、①自転車通学者向けの交通安全講習を定期的に実施し、受講を義務付ける、②自転車用の通学路を設定し、通行経路を限定する、③電動自転車やヘルメット、雨合羽等を区から貸与し、通学時に限定して利用させるなどを条件として、自転車通学を認める。

※ 具体策の決定

対象となる生徒が最適な選択ができるよう、生徒数が一定程度把握できる時期（緩和措置を講じる前年度等）に対象家庭への意向を調査したうえで、緩和措置の具体策を決定することが適當だと考える。

3 今後の検討体制について

上記1、2の通学負担の緩和措置を基本（※）とし、具体的な緩和措置の内容・基準、安全対策については、通学負担緩和・安全検討組織を設置して、検討を行なっていく。

※ 個別の事情により統合新校への通学が困難な場合には個々に対応する。

以 上

2 新校が目指す学校像

(1) 協議結果

両中学校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討した以下の目指す学校像を基本として、新校の学校づくりを進めていくことが適当であると考えます。

目指す学校像	学校づくりの視点
学びの充実	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりの理解度や特性に応じた学習機会の充実各教科の学びを生かした探究的な学習の推進学校の教育力を高める各種教育機関等との連携
人権尊重の精神を基調とし、自律的な学びと共に創的な活動を通して、未来を切り拓く力を育てる学校	<ul style="list-style-type: none">生徒の主体性を大切にした学校行事の運営生徒自ら健康的な生活習慣の定着を図る取組の充実ユニバーサルデザインの視点に基づく学習環境の構築
地域との連携	<ul style="list-style-type: none">地域との関わりを生かした「小・中連携子ども育成プラン」の推進地域を支える自覚を促す行事への参画健全育成を推進する学校と地域のパートナーシップの構築
誇りとやりがいをもって勤務できる環境の構築	<ul style="list-style-type: none">校務支援体制づくりの推進業務改善につながる施設整備等の先進化幅広い教育活動への地域教育資源の活用

(2) 協議会での議論を踏まえた留意事項

新校が望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」となるよう、第八中学校と第十一中学校のこれまでの良き校風や伝統、教育活動を継承しつつ、これからの中学校教育に求められる新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築いていくことに最大限の努力をしていただくよう要望いたします。

また、これまでの両校が培った地域との関係を基盤とし、新校において更なる地域との連携・協働を図るよう要望いたします。

3 施設整備

新校舎の施設整備は、「目黒区学校施設更新設計標準」や文部科学省「学校施設整備指針」等に沿って、安全・安心で、環境に配慮した施設整備を基本に、時代に即した多様な学習形態に対応できる学習環境づくりが必要だと考えます。

また、施設整備に当たっては、新校の目指す学校像や学校づくりの視点を踏まえつつ、学校、保護者、地域の意見を十分に聴きながら、魅力ある学校施設の実現に向けて検討を進めていくことが望ましいと考えます。

4 校名等の選定・検討方法

(1) 校名の選定

多くの方に親しまれ、愛される校名となるよう公募により選定していくことが適当であると考えます。なお、選定に当たっては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、協議会で協議していきます。

(2) 校章・校旗・校歌の検討

校章・校旗・校歌の制作にあたっては、自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成、新校に対する親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えます。

また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、地域の意向にも配慮することが必要であると考えます。

(3) 標準服・校則の検討

標準服と校則については、学校運営に係る事項であるため、両校が主体となって検討していくことが適当であると考えます。

その際、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えます。

第2 移行期間中の教育活動・交流活動について

Ⅰ 教員間で行う検討事項

令和7年4月の新校への円滑な移行に向けて、目指す学校像及び学校づくりの視点(3ページ参照)を踏まえて移行期間中の教育活動を展開していくため、両校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討を進めている、次に掲げる事項について計画的に取り組むことが望ましいと考えます。

年度	検討事項等
令和 4 年度	○令和5年度各校の教育計画策定 ・ 教育課程:交流活動、主な行事予定 ・ 学習評価:令和5年度第1学年の評価計画等の確認
令和 5 年度	○令和7年度新校の教育計画策定に向けた取組 ・ 教育課程:年間行事予定、年間指導計画、 令和7年度修学旅行業者選定 ・ 学習評価:令和6年度第1・2学年の評価計画等の確認
令和 6 年度	○令和7年度新校の教育計画策定 ・ 教育課程:各教育全体計画、週時程、固定時間割、 令和8年度修学旅行業者選定 ・ 校務分掌:学校運営組織 ・ 生徒会:生徒会役員の構成 ・ 学習評価:令和7年度の評価計画等の確認 ・ 新校に向けて校内業務の見直し

2 各校で行う教育活動・交流活動

両校の生徒が豊かな人間関係を構築していくため、開校までの2年間に、両校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討を進めている、以下のような教育活動・交流活動を行うことが望ましいと考えます。

なお、実際の教育活動・交流活動にあたっては、各校の現在の教育活動を尊重しながら、交流の仕方や規模、内容等を精査して、生徒に負担のかからない範囲で進めていくことを基本とし、令和5年度に設置する教育計画等検討組織と学校が連携して取り組むことが必要であると考えます。

〔教育活動・交流活動の例示〕

年度	教育活動・交流活動の例
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 校風や生徒会活動に関する相互理解・ レクリエーションの実施・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議のテーマ共有・ 学校行事の交流で実施する合唱コンクールの鑑賞・ 部活動における土日や長期休業中を中心とした合同練習等の機会の確保・ 文化部活動の交流
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none">・ 校風や生徒会活動に関する相互理解・ 新校の生徒会スローガンの決定・ 「生活のきまり」原案の作成・ レクリエーションの実施・ 自然宿泊体験教室の実施・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議後の意見交換・ 小学校展覧会での作品出品・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議における小学校間の意見交流・ 部活動における土日や長期休業中を中心とした合同練習等の機会の確保・ 秋季大会終了後の合同チームの編成・ 文化部活動の交流

第3 今後の取組体制及び配慮事項について

Ⅰ 今後の取組体制

令和5・6年度は、新校の開校に向けた具体的、実務的な事項について検討していくこととなるため、以下に掲げる検討組織を新たに立ち上げ、取組を進めることが適当だと考えます。なお、取組に当たっては、協議会と連携を図りながら進めていくことが望ましいと考えます。

(1) 第八中学校・第十一中学校統合新校開設準備委員会

両校の教職員、関係小学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する統合新校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を新たに設置します。

また、開設準備委員会には、下表のとおり各検討内容に応じた組織を設置し、具体的な検討を進めていくこととします。

開設準備委員会では、各検討組織の総合的な調整、取りまとめを行います。

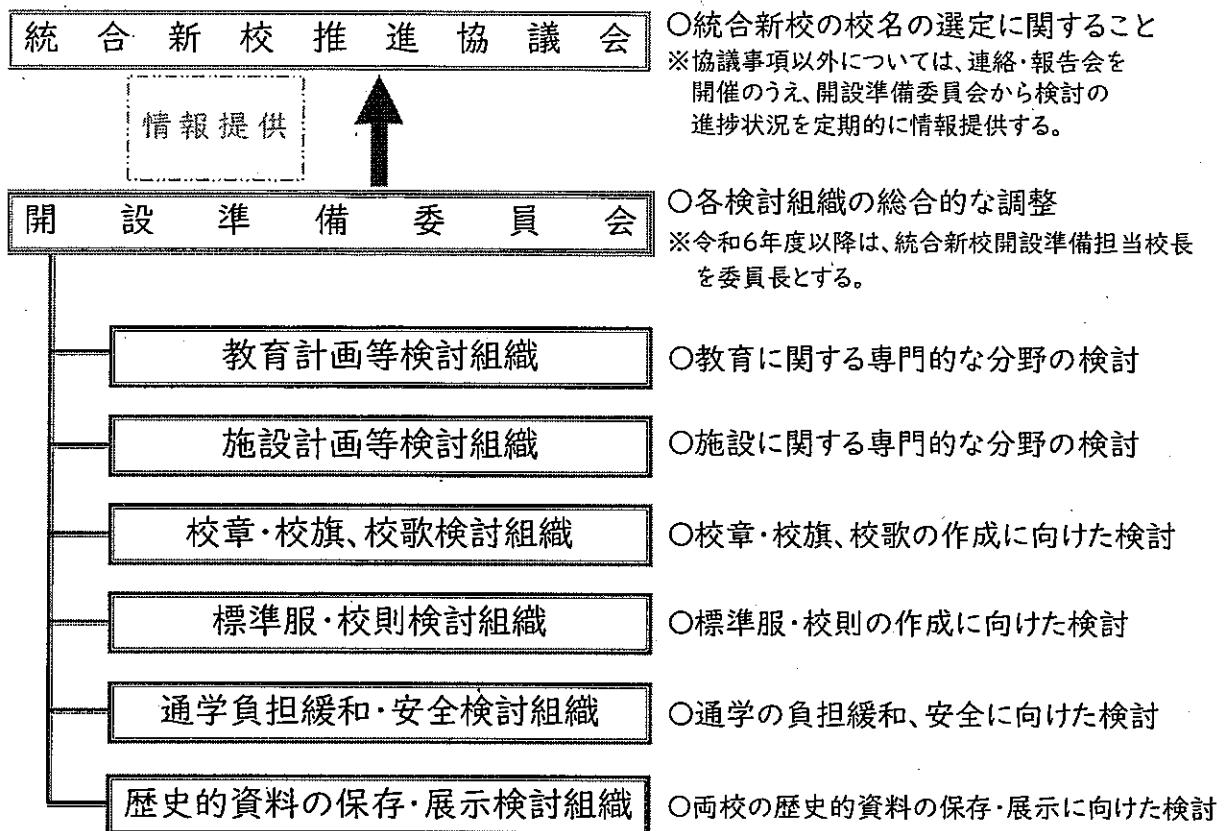
なお、令和6年度については、令和6年4月に配置される統合新校開設準備担当校長を委員長とし、令和7年4月の開校に向けた具体的な準備を進めていきます。

検討組織名	構成・検討内容
教育計画等 検討組織	両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。統合移行期間中の両校各教科の評価規準の統一や生活指導基準の統一を図るための検討、及び新校の教育計画の検討など、教育に関する専門的な部分の検討を行う。
施設計画等 検討組織	両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管（区長部局）職員で構成。新校の基本構想、基本設計、実施設計など、施設に関する専門的な部分の検討及び移転に向けた検討を行う。
校章・校旗、 校歌検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。校章・校旗、校歌の検討を行う。
標準服・校則 検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。標準服・校則の検討を行う。
通学負担緩和・ 安全検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。通学の負担緩和・安全対策に関する検討を行う。
歴史的資料の 保存・展示 検討組織	両校の保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。両校の歴史的資料の保存・展示に関する検討を行う。

(2) 協議会への連絡・報告

協議会の地域、保護者の委員を対象とした連絡・報告会を適宜開催し、開設準備委員会の検討の進捗状況について定期的に情報提供を行うなど、地域の意向を踏まえて取組を進めています。

【令和5年度以降の取組体制のイメージ】



(3) 今後のスケジュール

項目	年月	令和5年度												令和6年度												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
教育活動の推進																										→
交流活動の実施																										→
校名の公募・選定									→																	
目黒区立学校設置条例の改正										→																
教育計画等の検討・策定																										→
施設計画等の検討・策定																										→
校章・校旗の検討、作成																										→
校歌の検討、作成																										→
標準服の検討、決定																										→
校則の検討、決定																										→
通学負担緩和措置等の検討、決定																										→
歴史的資料の保存・展示の検討・決定																										→

2 取組に当たって配慮すべき事項

これまでの協議会でとりまとめた協議結果における留意事項、小学校児童・保護者向けアンケートの実施結果、中学校 PTA からの要望事項等を踏まえ、配慮が必要な事項をとりまとめました。

つきましては、それぞれの検討組織において、その実現に向けて、最大限の努力をしていただくよう要望します。

組織	配慮が必要な事項
教育計画等 検討組織	<ul style="list-style-type: none">両校の良き校風等を継承しつつ、新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築くこと。両校が培った地域との関係を基盤とし、更なる地域との連携・協働を図ること。新校への円滑な移行に向けて、両校の生徒が開校までの期間の中で豊かな人間関係を構築することができるよう、生徒への負担を考慮しつつ、交流活動を実施すること。
施設計画等 検討組織	<ul style="list-style-type: none">統合に向けた様々な活動や統合による環境の変化に対して、十分に対応が可能な教員数の確保（加配教員や補助教員など）を図るとともに、両校の教員を新校へバランスよく配置すること。開校時に3年生となる令和5年度の新入生から、新校開校に向けて指導方法や学習評価の段階的な統一を図ること。生徒数、学級数の増加に適切に対応するため、暫定校舎における教育環境・生活環境の整備を図ること。児童・生徒、保護者等への影響時期を踏まえ、新校舎の整備を着実に進めること。
標準服・校則 検討組織	<ul style="list-style-type: none">両校の生徒や保護者の意見を踏まえ、時代に即した標準服及び校則のあり方を検討すること。第八中学校の校地が統合新校の位置となる期間について、通学距離の関係から徒歩以外での通学を必要とする生徒が最適な通学方法の選択ができるよう適切な通学負担の緩和措置を講じること。
通学負担 緩和・安全 検討組織	<ul style="list-style-type: none">個人ロッカーの整備など学区域の広がりに配慮した生徒の登下校の負担軽減を図ること。生徒の安全な通学のため、通学経路の安全確認や必要な安全対策を講じること。
歴史的資料の 保存・展示 検討組織	<ul style="list-style-type: none">地域や保護者など関係者の意見を聴き、両校の歴史を踏まえ、資料の保存方法や展示方法を検討すること。

第4 協議会で出された各委員からの意見・要望

本協議会において各委員からこれまでに寄せられた意見・要望は別紙のとおりです。

教育委員会においては、今後取りまとめる新校の整備方針の策定にあたって、これらの意見・要望を参考にしていただきますようお願いします。

(このページは空白です)

会 議 錄

名 称	第1回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年4月25日（月）午後7時から午後8時
会 場	第八中学校体育館
出席者	38名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 教育長あいさつ</p> <p>4 協議会についての説明 協議会の設置目的及び協議事項等について、資料1「統合新校推進協議会について」、資料2「第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会委員名簿」により事務局が説明を行った。 また、参考資料として資料3「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して（令和3年12月）」、資料4「第三中学校・第四中学校の統合新校整備方針（平成25年3月）」を配付した。</p> <p>5 会長の選出 要綱第5条の規定に基づき、会長を互選し、辰巳ヒロミ委員（緑が丘自治会）を選出した。</p> <p>6 副会長の選出 要綱第5条の規定に基づき、副会長3名を互選し、地域・保護者・学校それぞれから以下の委員を選出した。 鈴木 清崇 委員（大岡山東住区住民会議） 村田 一久 委員（大岡山小学校PTA） 田井 俊行 委員（第十一中学校長）</p> <p>7 議題 (1) 会議の公開等の取り扱いについて 資料5「会議の公開等の取り扱いについて（案）」の内容を基本とし、意見を踏まえて決定することとした。また、2名の方から傍聴申請があり、同議題の決定後に傍聴を許可した。 (質疑) ○情報発信について、回覧板を使用してはどうか。 ⇒新型コロナウイルス感染症の影響のため、全町会・自治会への回覧板の依頼を見合わせている状況があり、一律にお願いすること</p>

は難しいと考えている。可能な形での情報発信にご協力いただきたいと考えている。

- 会議を非公開とする場合はどのようなものか。

⇒過去の統合事例で非公開としたケースはなかったが、個人情報や安全情報に関する議題を取り扱う場合など、非公開とする場合もあり得るため記載している。

- 傍聴者がいないようだが、協議会開催までにどの様な周知を行ったか。

⇒傍聴の周知については、めぐろ区報、区ホームページで行っている。なお、本日は、「会議の公開等の取り扱いについて（案）」を決定した後に、傍聴者に入場していただく。

- 「2 情報発信について」「(3) その他」について、関係各町会・自治会だけでなく、住区住民会議を追記し、住区住民会議においても「協議会だより」（仮称）の周知に努めることとしたい。

⇒住区住民会議においても、「住区ニュース」等でご協力をいただいている。是非とも、連携しご協力いただきながら進めていきたいと考えている。

(2) 幹事会の設置について

要綱第7条の規定に基づき幹事を置くこととし、幹事会の設置及び運営については、資料6「幹事会の設置について」のとおり決定した。また、学区域及び地域・保護者・学校の3者のバランスを考慮し、以下8名の委員を選出した。

飯田 学	委員（第八中学校PTA）
矢口 捩視	委員（第十一中学校PTA）
木村 常在	委員（自由が丘住区住民会議）
前中 洋一	委員（南三丁目町会）
栃木 康昌	委員（緑ヶ丘小学校PTA）
中川 博英	委員（第八中学校長）
中山 晴義	委員（大岡山小学校長）
日下 勝豊	委員（中根小学校長）

質疑等は特になし。

(3) 協議会の運営及び日程等について

資料7「協議会の運営及び日程等について」のとおり決定した。

(質疑)

- 次回の検討に向けて、資料3「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して（令和3年12月）」の別紙について、大事な部分であるため、説明していただきたい。また、説明会を開催していたと思うが、各会場でどの様な意見があったのかなど、共有していただきたい。

⇒次回の協議会に向けて、内容を整理した上で対応させていただく。

(4) その他

(質疑)

○統合方針改定案の第八中学校で開催された説明会に参加し、大変参考になったため、第七中学校・第九中学校で開催された説明会で出された意見なども共有してほしい。

⇒統合方針改定案に対する意見（要旨）、区の回答・検討結果は区ホームページで公開している。次回の協議会に向けて、意見を整理したものを資料とすることについて準備させていただく。

(次回の日程)

第2回協議会は、5月23日（月）午後7時から第十一中学校体育館で開催することとした。

8 閉会

以 上

会 議 錄

名 称	第2回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年5月23日（月）午後7時から午後8時30分
会 場	第十一中学校体育館
出席者	38名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>2 区立中学校の統合方針に係る説明について (説明概要)</p> <p>協議の参考として活用する資料として、資料1「区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等について」、資料2「統合方針改定案説明会及び意見募集の実施結果について」、資料2-2「統合方針改定案に係る質疑・意見等の概要（新設中学校の位置・通学区域・通学方法抜粋）」を配布する。</p> <p>資料1は、統合方針から区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等のデータ等を抜粋し、令和4年度の速報値等を追加した資料である。また、資料2は、昨年行った統合方針改定に係る説明会と意見募集の実施結果をとりまとめた資料であり、資料2-2は、その実施結果から統合新校の位置及び通学区域に係る内容を抜粋したものである。</p> <p>3 議題 統合新校の位置及び通学区域について (説明概要)</p> <p>統合による新設中学校の位置を決定する際の重要な要素としては、敷地の広さや形状、どのような学校施設が建てられるかといった、校地・校舎等の条件と、通学距離や時間等の通学の条件を考慮することが必要となる。各校の敷地の状況及び各校の位置を新設中学校の位置とした場合の通学時間等について説明させていただく。</p> <p>○ 第八中学校敷地・第十一中学校敷地の比較について</p> <p>資料3「第八中学校・第十一中学校敷地比較表」及び会場スクリーンを利用し、両校敷地の特徴及びどのくらいの規模の新校舎が建設可能かの検討内容を事務局から説明。</p> <p>第八中学校は、敷地の四方を幅員6mの道路で囲まれた整形な形状の敷地である。道路との高低差があり、建て替えを行う場合には、既存擁壁の改修が必要となり、擁壁沿いの樹木の伐採も必要となる。第一種低層住居専用地域であり、原則として建物高さが10mまでという制限があるが、それ以上建てようとする場合には、建築基準法上の特別な許可が必要であり、その許可を得るために校舎位置が現在よりも</p>

大幅に南側になる。

第十一中学校は、敷地が校舎敷地と校庭敷地の2つに分かれている。校舎敷地は道路に接している部分が2か所であり、敷地内には6m程度の高低差がある。また、隣地との高低差もあり建て替えに当たっては擁壁の改修が必要となる。高さ制限は17mまでであるが、計画に当たっては、地下階が想定される。計画によっては工事期間が長期化する可能性がある。

両敷地において、どれくらいの規模の校舎を建設することが可能かを検討した。検討に当たっては、18学級で特別教室型、特別支援学級、屋内運動場、武道場、プール等を想定した。検討の結果、どちらの敷地でも、18学級規模の校舎を建設することが可能である。

○ 第八中学校校地・第十一中学校校地の通学条件比較について

資料4「統合による新設中学校の位置及び通学時間等について」により事務局から説明。

統合する各校の通学区域（通常学級）を合わせた区域の小中学生人口において、全ての小中学生が通学範囲内となる通学時間は、第八中学校を新設中学校の校地とした場合では徒歩35分圏内、第十一中学校を新設中学の校地とした場合では徒歩25分圏内となる。なお、通学時間については、一般的な歩行速度である分速80m程度で計算している。

通学条件では、第十一中学校を校地とする方が、統合する各校の通学区域（通常学級）を合わせた区域の中心に近いという条件となり、目黒中央中学校や大鳥中学校等と比べても通学区域の広がりは大きくならない。

通学負担の緩和措置として、統合による通学区域の広がりを考慮し、個人ロッカーの設置等について検討していく必要がある。また、第八中学校を暫定校舎又は新校舎とした場合においては、目黒中央中学校の統合において講じた公共交通機関等の交通費補助基準（通学距離2km超、かつ徒歩30分超）に該当する区域が生じるため、交通費の補助による対応が考えられるほか、公共交通機関による通学時間の短縮が見込まれない線が丘三丁目については、実態やニーズを踏まえた対応を講じる必要があると考えている。

また、第八中学校に設置の知的障害特別支援学級は、統合による新設中学校に引き続き設置する。区では知的障害特別支援学級を第八中学校と大鳥中学校に設置していて、通学区域を分けている。統合による新設中学校の位置が暫定校舎又は新校舎として第十一中学校となる場合、学級に通う生徒の通学先が現在の位置から変更になるため、協議会での協議状況を踏まえつつ、保護者や関係団体と意見交換等を行い、必要な具体的な対応を検討していく。

【質疑・意見】

- 緑が丘三丁目は、統合による新設中学校の位置が第八中学校の位置となる場合（新校舎又は暫定校舎）、説明にもあったが公共交通機関を使用しても通学時間がかかり通学が困難な地域だと考えている。今後、具体的な通学負担の緩和措置を示すということだが、いつまでにどの様な措置を講じるのかを案でも良いので、可能な限り早めに示してほしい。
⇒ 今後、9月頃に小学校6年生の児童・保護者等を対象とした説明会を行っていくが、その時期を目途に具体案を示していきたい。通学負担の緩和措置の具体的な方法として、一般的にはスクールバスの活用、路線バスの調整、自転車の活用などがある。なお、自転車は安全面から区では認めていない状況であり、安全対策を十分に講じつつ特例的に対応していくこととなる。緑が丘三丁目の実態と状況を把握しながら具体案を検討する。
- 中学生の場合、資料4に示されているよりも、もう少し時間がかかるのではないか。
⇒ 通学時間については、一般的な歩行速度（分速80m程度）で算出しているが、成長による個人差などもあるため、一定の目安としてご理解いただきたい。なお、第八中学校と第十一中学校、参考で記載している目黒中央中と大鳥中学校の通学時間は、同じ基準で計算しているため通学時間を比較するうえでは妥当だと考えている。
- 資料4では、新設中学校の通学区域については、必要に応じて通学区域の変更や調整区域の設定等を行うものとする記載がある。自由が丘エリアからは、第八中学校よりも第十中学校の方が近距離になる地域があると聞いているが、希望すれば第十中学校に受け入れができるのか。
⇒ 区では隣接中学校希望入学制度があり、第十一中学校の通学区域の方であれば、この制度を利用して、第十中学校への入学を希望することができる。第十中学校の受入人数としては、1学級相当の35人の範囲内で入学可能となる。現状、受入枠内の希望数となっており、抽選になっていない。
- 数年前まで、第十一中学校に世田谷区や品川区の方が入学していたことがあった。他自治体の生徒が入学してくるのは、どういう場合か。
⇒ 自治体を跨ぐ就学について、区域外就学という制度があり、受入側の自治体の承認基準によって、入学（受入）を認めている。受入側の自治体の基準によるもので、区の基準では、転校してることが明らかな場合、特別な教育的配慮が必要など、個別の状況に応じて就学を判断することになる。

(会長)

第八中学校、第十一中学校の校長先生から通学の安全面についてお話をいただきたい。

⇒ 自転車を使用する場合、雨天や降雪時など危険が伴う。その点難しさもある。

⇒ 通学への配慮が必要と考えるが、自転車については地方で利用している例は多いが、都心部では車の交通量が多く、また地域的に坂が多いことなどを考慮すると不安がある。通学時間が30分を超える生徒に対しては、何らかの通学負担緩和措置をお願いしたい。

- 新校舎の検討について、割と具体的なものがでてきているが、業務委託等で基本計画等が並行して動いているものか状況を教えてほしい。
⇒ 先ほど説明した新校舎の検討例は、設計会社に委託して作成したボリューム検討に基づくものである。敷地にどの程度の規模の建物が建設可能かを確認するためのものであり、具体的な設計は、今後していく。
- 18学級など基本的な設計条件が示されているが、この数字は今後変わることなく検討していくのか。
⇒ 今後、具体的に設計を進めていくにあたって、何学級の建物を建設するか等の条件を改めて検討する必要がある。18学級は仮の設定である。
- 設計条件は誰がどの様に決めていくのか。
⇒ 統合方針の令和7年度推計では、統合による新設中学校は13学級と推計しているが、今後、最新の人口動向を踏まえつつ、どのくらいの規模の建物を建てるのかなど、具体的な設計条件を区において詰めていく。
建物の規模は学校づくりの視点から、どういう設備を設けるかなどによっても変化する。次年度以降、新校舎の基本構想・基本計画を立てる。今年度、統合新校整備方針を定めていく中で、新校舎の建設に取り組んでいく体制も定めていきたい。
- 生徒数の推計の話があり、推計によって学級規模が決まり、望ましい規模を踏まえながら、具体的にどの様な建物を整備していくかということだと思う。資料1の推計をもって、この協議会では進めしていくものだと認識していたが、大前提の部分が変わる可能性があると思ってしまった。この協議会において議論をしていくうえで、変わるものと変わらないものとをしっかりと示した方が良い。資料1・2の説明がなかったことは少し残念。この協議会では何を議論するのか、推計の内容やこの後に説明のある大岡山小学校の建て替えの話を切り離して考えていくのか、幹事会も含めてだが事務局でしっかりと整理して進めていくよう留意してほしい。

(会長) 次回の協議会で規模等について整理することで良いか。

⇒ 学校規模の推計等の説明は可能である。新校舎建設の学校規模

	<p>として18学級までを想定している理由として、少人数学級を進める制度改革なども想定する等、余裕のあるボリューム検討とした。今回の協議会でどのようにお示しするか等幹事会にも確認し、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第八中学校は敷地面積が広く、整形地で形も良い。子どもたちのために良い中学校を作るのであれば、第八中学校の校地を選びたいと思う。第十一中学校は、敷地内に高低差があり、また、グラウンドが離れている。通学距離の議論が多く、敷地条件の議論がないのは疑問がある。今後、長い目で見たときに学校施設の環境としてどちらの校地が望ましいか考える必要がある。 ○ 資料4の2(2)には、必要に応じて通学区域の一部変更、調整区域の設定等を行う、としている。地域住民としては、案があるのであれば、早めに提示してもらいたい。大岡山一丁目の一部区域の方は、中学校の調整区域として第十一中学校には行けるものの、小学校の調整区域ではないため、中根小学校には行けないという状況がある。大岡山一丁目の一部区域は、生活圏の関係で中根小学校を希望する方が多い状況がある。この協議会の場ではないと思うが、中学校の統合により通学区域が変更になることを踏まえ、教育委員会として小・中学校を一体的に調整区域の設定等について検討していただきたい。 <p>また、関係小学校PTA会長や児童の保護者からは、休止している小学校の隣接希望入学制度の復活を希望する意見があるため、中学校の統合という動きがある中で、今後とも教育委員会で検討してほしい。</p> <p>⇒(会長) 小学校を含めての検討ということで、本日、意見としていただきて、次回に何らかの形で説明できるようにしたいと思います。</p> <p>(会長) 本協議事項における意見として、本日いただいた意見や意見提出用紙による意見を踏まえて、次回において具体例案等として反映していきたい。今回の協議会では、提出された意見を共有のうえ、引き続き、統合新校の位置及び通学区域について協議を深めていきたい。</p> <h4>4 その他</h4> <p>【情報提供概要】</p> <p>大岡山小学校の建て替えについては、統合による跡地の活用に関するため、資料6「大岡山小学校の建替えについて」により事務局から情報提供する。</p> <p>大岡山小学校の建て替えにあたっては、敷地面積と児童数の関係から、現在の大岡山小学校の敷地に仮設校舎を建設しながら建て替えを行うことが現状では困難であるため、統合による跡地を活用する方法を検討していく必要がある。</p> <p>活用方法の例として、大岡山小学校を統合後の跡地に移転するとい</p>
--	---

う手法と、統合後の跡地を大岡山小学校の仮校舎敷地として活用し、その間に現地で建て替えるという手法が考えられる。ただし、移転する手法としては、第十一中学校が跡地になった場合は、大岡山小学校の通学区域外のため移転先として現実的ではなく、第八中学校が跡地になった場合に限られると考えている。

大岡山小学校についての具体的な建て替え手法は、今後、新校の位置が決定してから検討していく。

【質疑・意見】

(会長) 本件は情報提供ということだが、質問や意見があれば伺う。

- 大岡山小学校は大岡山西住区エリアの地域避難所になっている。建て替え工事中において、地域避難所としてはどの様に考えているか確認したい。
⇒ 建て替え中は、通常どおりの避難所としての活動を行うことは難しいため、防災課や地域の方々と協議しながら、どの様な防災対策を講じることができるのかを検討していく。
- 災害がいつ起きるのか分からぬため、災害が起きた時にどうするかということを検討しておく必要がある。
⇒ 大岡山小学校の建て替えの話はまだ先の話なので、今の段階でどうするかということを決めるのは難しい。建て替えに当たっての課題を再認識できたので、今後、個別具体に検討していきたい。
- 大岡山小学校の建て替えの話そのものはこの協議会の中で協議する事項ではなく、建て替えの会の方で検討し、検討結果をこの協議会に報告すると回答すれば良いのだと思う。この協議会で何を議論していくのか共通認識をもつ必要がある。数字の出し方でも、例えば、通学時間のシミュレーションの話にしても、どの様に算出したのかを説明資料として求め、提供されたとしても今回のように説明も無いとしたら、協議会で議論する意味はない。もう少し上手く運営をしてほしい。

(会長) 貴重なアドバイスをいただいたので幹事会の中でも確認していきたい。

5 閉会

第3回協議会は、6月29日(水)午後7時から第八中学校体育館で開催することとした。

以 上

第2回 第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について

1 提出意見・質問一覧

提出番号	意見・質問	意見・質問
1	意見や質問は提出された順に記載しています。また、提出された意見や質問の団体名・個人を特定するような表現等については、個人情報保護等の観点から一部省略しています。	意見・質問 全議中、発言がありましたが、第2回協議会資料4-2-(2)「通学区域の一部変更、調整区域の設定」がポイントとなると思います。第七中学校・第九中学校の状況も踏まえて、全員が30分(できるだけ25分)で違うことができるようになります。 避難所についての意見がありましたが、建設中云々だけではなく、学校の機能として地域の核となることを踏まえて進めて進めなければなりません。(避難所として必要、第十一中学校は代替の所がない) 数字は絶対ではありませんが、目安として当然必要ですので、今回出していただいた数字は納得しています。 第十一中学校の高低差が出ていますが、当該者(中学生)から苦痛の声は聞いておりません。従って、バリアフリー対策など建設時に対応策をとつていただければ済むことと判断します。第十一中学校の100m走路は道路ですので、「面積に入らない」で良いですか。
2	現在の第十一中学校の位置に新設を希望します。	【理由】 1. 通学時間が徒歩25分圏内であり、自転車通学やスクールバス等予期せぬ渋滞や災害・事故に巻き込まれることを考慮し、徒歩で通学できることが望ましい。 2. 大人の責任 今後の新設(施設更新)を考えると、60年～70年後を見込む必要がある。大人の責任として、60～70年間の生徒の安全の確保を考えると、協議会は責任を持って新校の位置を決定する必要がある。 3. 敷地の関係 敷地面積では、第十一中学校の方が810m ² 少くないが空積率が200%、高さ制限17メートルで4階建てが可能であり、地下を含め18学級の確保ができる。第二グランドは校舎と離れているため、体育の授業に気を取られることなく教室での授業に集中できる。災害時の避難場所として、周囲に大きな建物がなく崩壊の心配が少なく、安全な場所として、テントや仮設住宅などの設置ができ安全の確保ができる。 4. 環境関係 位置は香川県道に面しており、四季折々の植物を鑑賞しながら通学ができる。隣地には東京工業大学が所在しており、統合新校の完成時頃には、芝浦にある東京工業大学附属科学技術高等学校が第十一中学校の隣地に移転する予定があり、将来的に中学・高校・大学と文教地帯として生徒の環境にはメリットが大きい。第十一中学校生徒は東京工業大学附属科学技術研究所より理学科の授業等を受けるなどの交流があり、高校生を含めて今後良い手本となるでしょう。 5. その他 第八中学校…生徒数も多く積極的に活動する様子が伺える。特に外部団体が導集する標語・作文・ポスター等の協力に多数応募し優秀な成績を残しており、社会貢献が盛んである。 第十一中学校…生徒数が少ないといじており、優しさがある生徒が多い。 両校の統合は、今後の生徒のあらゆる分野(学業・研究・スポーツ)に能力を發揮していくと考えられる。
3	学区区域変えれば適切規模になると思うが。 第八中学校から自由が丘駅までの、徒歩、バス、電車利用で最短で、途中で休憩やもしもの時の避難場所とか連絡できる場所を設定し(大岡山西住区センター、中根住区センター、確かに休館日が平日なので変更して)安全なルートと、机上で無く、リアルな通学時間を教えて下さい。	第八中学校から自由が丘駅までの、徒歩、バス、電車利用で最短で、途中で休憩やもしもの時の避難場所とか連絡できる場所を設定して下さい。 町会や住民会議、青少年委員会、主任児童委員、民生委員などの会員はどのようにお問い合わせがありますか。 町会や住民会議、青少年委員会、主任児童委員、民生委員などの会員は中学校の件と関係ないと思う。児童相談所や碑文谷警察署の仮庁舎の噂もある。区民の税金使うのに勝手に決めるのはおかしい。

提出番号

意見・質問

・第2回協議会資料3で第十一中学校とするという考え方から作られているとしか思えず、第2、3回の協議はアリバイ作りではないのか。回収した第2回協議会資料3より誤解を与える(区の真意を表している)のではないか。

・第2回協議会資料6で「統合後の跡地や跡施設について」では、「大岡山小学校の仮校舎として利用を検討する」とあるが、「大岡山小学校の仮校舎として第十一中学校を検討しない」とあります。そもそも「周辺小中学校の仮校舎として利用を検討する」などとは考えてないのではないか。

・第2回協議会資料6で「統合後公立中学校には、小学生が卒業後公立中学校には、入学しなかった(私立中学校等に入学する)原因とそれに対する対応策はあったのか。どうしようとしているのか。(第4、5回で資料が出るというのであれば、期待を裏切らないものが出来るなどを期待します。「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」4ページ下の参考のデータは大島中学校の生徒、保護者、教職員が中心と思われ、統合により大島中学校に行かなかつた生徒、保護者、へのアンケートがなければ意味がない。)

5 中学校の統合について、基本的な点を再確認することが必要です。

- (1) 生徒にとって、使い易い学校／施設であること。
- (2) 今後数十年に亘って、地域から愛され支持される学校であること。つまり人気があって私立ではなく区立を選ぼうと判断してもらえる学校であること。
- (3) 緊急の災害時に、住民から安心できる避難所、災害備給拠点などになり得ること。
- (4) 近傍眼的に、直近の課題(小学校の建替え、通学問題など)に焦点を当て過ぎた議論は、将来的に今後移転などは不可能になる中、無意味です。
- (5) 一度決めたら今後十数年以上変更できないソフト面と運用などのソフト面で解決可能な事柄を分け整理して議論する必要があります。

以上の点を考慮すると、第八中学校は立地条件が整っていること、建替え後も校舎から、地域の住民、地域外から来られた方からも、良い印象を持たれると思います。

一方第一中学校は、立地に課題があります。校庭が分離されてしまいます。学校内も先日の磁講会で初めて入りました。学校のマイナス点は、遠距離通学の問題です。先日の議論で、距離時間で判断していくしましたが、緑が丘駅付近の生徒は、緑が丘駅から自由が丘駅まで乗り換えて、都立大学駅へ行けば何を問題無いと思います。合計の所要時間ではなく、実際に歩いている時間から生徒への負担を考えるべきだと思います。これがすべてソフト面で対応可能だし、実際に対応することを考える必要があります。これから運学略設定の運用を、生徒の住所に応じて、柔軟に対応すれば良いと思います。

6 1 第2回協議会資料について

(1)資料1 [に関する意見]

①生徒数の推計にあたり令和3年度の在籍率(50.3%)を乗じているが、設定条件として妥当か。

[意見の背景、意見図]

平成26年11月発行の「きょういく広報No.158」にある「魅力ある学校づくりに向けた調査、検討」の中で「進学率(在籍率)は平成26年度以降約5%減少しています。」とあります。そこで、在籍率をどう位置付けていますか。そのため、対応を実施した上でもなぜ在籍率の減少を防げなかったのか。その結果をどう事後評価して、現時点では在籍率向上対策をどう使うことが妥当であると言えるのか。それらを整理し令和3年度の在籍率が少くなるように整理しておくることは生徒数が少なくなるようになります。

いるのでは、「在籍率向上対策と矛盾しないか」等の疑問に答えるためにも必要なことがあります。

(個人的には、ちゃんと説明がつくのであれば、今後も減少傾向が想定される中でもっと低い値の方が妥当なのではないかと思っています。)

②現行の学校規模だと何か不都合があるのか。

[意見の背景、意見図]

望ましい規模(11学級、300人以上)については、生徒数の推計と合わせて統合の根幹に係ることなので、どのように導き出されたものなのか(特に数字的根拠)、今後見直される可能性はあります。その上で協議会はどう扱うのか(その場合は誰がどう見直すのか)、その上で議論の対象外と認識)を説明できるようにしておいた方が良いと思います。

これまでにも説明されてきていましたが、「望ましい規模にするどこが良い」という望ましい規模の方々が実感している現行の学校規模だと何か不都合があるのか等、現行規模、望ましい規模双方のメリットに立つた説明が明らかに不足していると思います。

現行規模、望ましい規模よりも良いことを説明、理解してもらえる資

提出番号 6 (続き)	<p>(2)資料2に関する意見・議論をする回答・検討結果はどれか。</p> <p>○協議会で対応、議論をする意見・意図</p> <p>【意見の背景・意図】少くとも回答・検討結果欄に「今後協議組織による協議等を通じて検討」と記載されている項目については、全て協議会で扱うのか、第八中学校・第十一中学校の統合に関係するものだけの件で、協議会ではなく、他の仕組みを最初の段階で整理しておるべきかだと思います。</p> <p>(3)資料6に関する意見</p> <p>○統合新校推進協議会と建て替え検討会の連携はどうのように図ていくのか。</p> <p>【意見の背景・意図】大岡山小学校の建て替えの件は、これまで実施してきた統合にはない第八中学校・第十一中学校の統合にあたっては避けたまでは通れない、地域特有かつ重要事項であると認識しているだけの件で、協議会ではなく、他の仕組みを最初の段階で整理しておるべきかだと思います。</p> <p>(4)協議会だよりに開催する質問</p> <p>①発行スケジュールは「協議会の開催に合わせて発行」とあるので、協議会開催後、毎回発行されるという認識でよろしいでしょうか(原稿、印刷、回覧板発行スケジュールとの調整等)。</p> <p>2. 第3回以降の協議会に向けて</p> <p>(1)議題に関する具体的な提案</p> <p>協議会に開する議論を進めるにあたっては、まず資料ベースだけではなく、各委員それぞれの肌感覚で各学校のことを相互に理解把握することから始めるのが重要だと思います。</p> <p>①各校の沿革共有 歴史、校歌、学校行事、生徒数や学級数の推移、部活動の状況、PTA の状況、小学校や地域との連携、その他(制服、トピック、自慢など)等、各校長先生に説明してもらうとか、地域の方から話を聞くとかすると良いと思います。</p> <p>②各校案内ツリー 現学校施設の他、学校の周辺状況等、実際に歩いて相互に案内、共有することで、敷地の特徴(資料3)や面積規模(資料5)を実感しておくと良いと思います。</p> <p>③通学路体験 ループに分かれて各方面からの通学路を実際に歩くことで、地形による違いや事故危険箇所の把握等、データに基づく試算では考慮できない要素を踏まえた通学時間を体感すると良いと思います(第2回協議会資料4との整合性)。</p> <p>②(2)運営方針に関する具体的な提案</p> <p>②(3)の実施は、協議会開催当日、協議会の前に実施すれば、効率的にできると思います。</p> <p>(2)運営方針に関する具体的な提案</p> <p>①前回の議事録は、会議の始めに確認し、各委員の了承を得たという事実を残していく方が良いと思います。 ②統合にあたり関連する情報、データ、検討結果等は、委員間で情報格差が生じないように協議会資料として提示し、共有した方が良いと思います。 ③統合にあたり関連する情報、データ、検討結果等は、内容確認を依頼し、当日の資料説明は最小限にとどめ、質疑応答や議論に時間をかけた方が良いと思います。</p>
-------------------	--

意見・質問	
提出番号	6 （続き）
	<p>④議論を発散させないためにも、各回で議論すべき項目、内容、具体的なアウトプットを事前にはっきりさせ、その認識のもとに各委員からの意見出し、議論をしてもらう方が良いと思います。</p> <p>⑤本協議会の会議規準だと、委員によつては意見を出しにくい状況でもあるので、検討する項目内容に応じて、少人数に分かれたグループで議論形式で議論すると良いと思います。</p> <p>⑥具体的な数値が明示される資料（資料1、資料4等）については、数値の根拠や数値の持つ意味（数値の精度等）に留意して説明した方が良いと思います。</p>
3. 事務局への確認・意見	<p>（1）確認事項とは別に録音データを文字起こしした記録資料を作成していますか。作成している場合、それを提示してもらうことは可能でしょうか（情報開示請求があつた場合、対応はどうになります）。</p> <p>（2）本協議会の運営にあたり、運営補助などの委託業務を出していますか（事務局が全て自前でやっているのか）。</p> <p>（3）議事録とは別に録音データを文字起こしした記録資料を作成していますか。作成している場合、それを提示してもらうことは可能でしょうか（情報開示請求があつた場合、対応はどうなります）。</p> <p>（4）議見・要望 第2回協議会までを終えて、他の委員さんと話をしている中で、「説明が良くわからぬ」「何を話したいのか良くなかった」「もう決まつているじゃないか（会議する意味がない）」「もう決まつっているじゃないか（会議する意味がない）」等の意見が聞かれます。そういう意見があることを認識いただき、協議会を軌道に乗せるまでの最初の数回でそれらの意見に対して納得いく説明、会議の運営をしていくことが最も重要な要素だと思います。</p> <p>（5）資料説明にあたり「開催する資料はホームページに掲載している」「時間がないので説明を割愛」といったセリフは、例え結果ありきアリバイ作りの協議会だととしても通用しないです。質疑応答の際にも、昨今の行政の説明責任欠如、統計値の捏造等が社会問題にもなっている中で、その場しき、場当たり的な回答はもやもやを助長するだけです。少なくとも協議会メンバー間では、一枚岩となって同じ方向を向いて議論を進め、結論を導き出していくかなければならないのに、それすら出来ないことになりかねないと危惧しています。このあとまだ、何となく開催回数を重ねていき、何となく議論が進むといふよりも、自分の組織に戻ってしまい、上の人に理解してもらえるように説明できる自信があります。</p> <p>（6）委員の皆さんは、それぞれの組織の代表として、50年後100年後の子どもたちや地域のため、思い入れのある学校母校のために貴重な時間を割いて協議会に参加しています。地域のことをしっかりと勉強し、地域の諸先輩方にしても失礼のない運営をすることは、事務局の最低限の責務だと思います。少しでも参加して意味があると感じられる会議になるように引き続きよろしくお願いします。</p> <p>（7）新設中学校の位置は、第十一中学校の校地に対するのがよい。</p> <p>※他の方からも提出されますが、本意見提出用紙に記載される意見についても、意見を言っても協議会内で共有、反映すらされないことがあります。</p> <p>掛けずには今までの内容がどう共有されて誰がどう集約するのかをも後での説明に困ることがないように、ちゃんと整理しておいた方が良いと思います。</p>

従事者内 人口割合	第八中学校、第十一中学校 比較一覧					
	第八中学校		第十一中学校			
	人口割合 (%)	R4.4 (人)	R7.4 (人)	(%)	R4.4 (人)	R7.4 (人)
15 分	60.2	232	287	78.7	329	375
20	80.8	338	385	97.5	408	464
25	91.8	384	437	100	418	476
30	95.9	400	456	100	418	476
35	100	418	476	100	418	476

令和4年4月現在の町丁別の人口をもとに、各校の通学区域を合わせた区域の人口のうち、一定の通学時間の範囲にいる在籍中学生の人数

*過半数以上の割合は、対象区域の小中学生を対象としている。
*416人、476人の区による。

意見・質問

提出番号		
7 (続き)	<p>理由1 第十一中学校校地にすると、令和7年4月の時点で、生徒全員の通学時間が25分以内になると、39人が25分以上を要するが、第八中学校校地にすると、予定生徒数476人の通学時間は、20分以内が464人、25分以内が476人である。</p> <p>*表の数値を比べる。令和7年4月の時点で、新設中学校の位置を第十一中学校校地にすると、20分以内が385人、25分以内が437人で、第十一中学校校地に比べて39人がより遅くから通学することになる。そのうち20人は31～35分の範囲に入り、この20人のうち何人が、交通手段の検討が必要な線が丘三丁目にいるかは不明である。</p> <p>理由2 一部の生徒であるが、本人及び家庭内の種々な理由がある。そのためには、通学時間が長くなると遅刻する可能性が生まれる。それが重なると、朝かなか起きられない現状がある。そのために、通学時間が長くなると遅刻する可能性が生まれる。さらに第八中学校校地にすると、約半数の生徒が登校時にやや長い坂を上ることになる。</p> <p>これが生徒の一部に心的的・身体的な負担を与えるかも知れない。</p> <p>理由3 新設中学校の位置を第十一中学校の校地にすると、大岡山小学校の建替えを支援することには重要である。これは現在検討している公立大岡山小学校の建替えについてにある検討例①にあるように、新設校舎を現在地ではなく、より広い敷地の第八中の校地を利用することができる。</p>	<p>2. 新設中学校の位置は第八中学校の校地にするのがよいといいう意見をもつ人に対しては、その根拠をよく聞き、その根拠をよく聞き、その根拠をよく聞くべきである。</p> <p>新設中学校の校地がどちらであっても、現在より大きい校舎の新築によって屋外のグランドの面積は小さくなることが予想される。それでも第八中学校の校地のグランドは校舎に近いので使い勝手が良いという理由がある。第十一中学校の校地では第2グランドが離れていている。第1グランドが狭小になるが、屋休み、放課後のホール遊びなどができるようになります。(災害発生時の地元の一時避難所は、まずは第2グランドに困らない設計の工夫をお願いしたい。)</p> <p>大きな地震等の発生時には、現大岡山小学校が重要な地域避難所に指定されると地元住民は想定している。もし新しい大岡山小学校が第八中学校の校地へ移転となれば、地元住民の大震災の不適の発生に対する心配が発生するであろう。防災課、学校関係者も含めて現第八中学校の校舎を地域避難所として運営しても、跡地に体育館や一定程度の教室・資料室等やグランドを残して、平常時は体育館を活用できるようになります。</p> <p>この度の第十一中学校と第八中学校の統合を推進していただきたいです。</p> <p>昨今の公立中学校の生徒数の減少により、学校内での学力競争の低下につながる事を懸念しております。</p> <p>そして、部活動に至っては、部員数が足りない理由で試合などに参加しづらいこともあります。</p> <p>大事な子供達に挑戦してみたいことがあります、どこでも残念です。</p> <p>統合生徒同士の切磋琢磨な姿勢が、人数が増える事により磨かれ、以後の公立中学校と、私立中学校での教育格差の問題にも良い影響を与える事を期待しております。</p>
8		
9		
10		<p>①第七中学校 第九中学校の統合ですが、仮に第七中学校校地を活用して統合された場合、洗足2丁目・南1丁目の児童が、第十一中学校区に通うことは可能となりますか。逆に第十一中学校校地を活用して統合された場合、洗足2丁目・3丁目の児童は、第七中学校校地の統合新校に通うことは可能でしょうか。</p> <p>②現在の第八中学校の場所、高さ制限が10mになります。変更することは容易ででしょうか。</p> <p>③特別学級に関して、現在、東部・北部地区では、大鳥中学校に教室があると資料にあります。歩歩ではなく、どの様な交通手段を検討されていますか。</p> <p>④先日、会場の中から、第八中学校は平坦ですが、第十一中学校は危うさを沢山抱えているように思えるのですが、それは私の取り越し苦労でしょうか。防災面では危うさを沢山抱えていることなら、第八中学校関係者への丁寧な説明会で良かったのではないか。一応意見を出させて、出し尽くされたとして、決定していく行政のやり方に付いていくのは大変です。目黒の学習院とまで言われた(ちょっと笑っちゃいますが...)第八中学校は歴史的な消える運命なのでしょうね。</p> <p>せめて、中学校名の入っていない、佐藤春夫先生が作詞してくれた白壁伝説に基づいた校歌くらい残したいと願う。</p>

提出番号	意見・質問
11	<p>①第2回協議会資料4について、先日の協議会において、「実際の時間はどうなのが」「どういうご意見があるのか」というご意見がありました。資料に記載されている通学時間が、実際の歩歩による通学時間なのか。それともデータ上の通学時間のかををお伝えいただきたいです。「道のり」と「距離」では、全く異なる数値が発生します。おそらく、資料の通学時間は、「道のり」で計算されているとは思いますが、その通学時間を計った実際の「道のり」は、どの「道のり」かを明示して頂きたいです。</p> <p>②緑が丘3丁目南部の通学について(公共交通機関利用の具体案提示について)</p> <p>この地域の通学は、現状の公共交通機関を利用しても短縮にはなりません。学校統合を区民にお願いする前に、救済措置を明示してから、学校統合についての提言をまとめるべきだと思います。「学校統合が決定し、それから救済措置の具體案がなされない」という回答を頂いていますが、中学校の統合により、非常に不便を強いる地域・ご家庭がある中で、柔軟に他区(ここでは世田谷区が該当)との連携を進めていくことが求められます。今までの前例に捉われず、考えられる様々なオプションを区民に提示すべきだと思います。</p> <p>③小学校の隣接入学希望制度の復活について</p> <p>昨年開催された、統合中学校に該当する小学校PTA会長での協議において、この件は多くの会員から復活の要望があつたと記憶しております。統合中学校(A中学)が遠くなるから、中学校を進めるにあたって、兄弟優遇不可等の制約が生じるかと思いませんが、中学校の通学範囲が変わる以上、小学校の通学も十分考慮されるべきだと思います。</p> <p>④第2回協議会資料4、通学区域の一部変更、調整区域の設定について</p> <p>中学校の通学範囲が拡大されます。特に、抽選や兄弟優遇不可等の制約が生じる中学校の在籍率の推移について</p> <p>⑤第2回協議会資料1、区立中学校による影響か。</p> <p>2016年、前年比-1.9%は、目黒大鳥中学校の統合による影響か。</p> <p>12 子供たちの安全を最優先して頂きたい。魅力ある学校にして頂きたい。数学・語学・体育等特化して、子供たちが行きたい学校に。このままでは区立離れしてしまいます。</p>
12	

会 議 錄

名 称	第3回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年6月29日（水）午後7時から午後8時40分
会 場	第八中学校体育館
出席者	37名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>2 統合新校の位置及び通学区域について</p> <p>(会長) 前回に引き続き、統合新校の位置及び通学区域の議題となるが、本協議会での論点を明確にするため、幹事会で論点整理をした。 まず、事務局から前回の協議会後に提出いただいた各委員からのご意見を説明後、幹事長から幹事会で整理した論点を報告し、協議に入る。</p> <p>【説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前回の協議会後にいただいたご意見等の説明 前回の協議会後の意見提出期間に提出された12名の委員からのご意見等を資料1「第2回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について」により、統合新校の位置に関するご意見等を中心に事務局から説明。 ○第3回協議会に向けた幹事会による論点整理 幹事長から資料2「幹事会による論点整理について」により説明。 前回の協議会では様々な資料、情報が提供された関係等から議論が広がり過ぎたため、論点を絞ってほしいというご意見もあり、幹事会において論点整理をさせていただいた。 協議の経過として、第2回協議会において、統合新校の位置及び通学区域に関して、校地・校舎等の条件、通学の条件といった説明が事務局からあり協議を行った。 また、第八中学校、第十一中学校の統合に関連する事項として、大岡山小学校の建て替えに関する情報提供もあり、様々な資料、情報があつたことから議論が広がり意見も拡散した。協議会において、論点をしつかり絞ってほしいという意見があつた。 その上で、幹事会として第3回協議会の論点整理を行うこととした。 まず、今回の協議会の到達点を設定し、望ましい統合新校の位置及び通学区域の方向付けを行うために、どういうものが考慮すべき指標

なのかということを整理した。

その結果として二つの条件を掲げ、一つ目が通学の条件、もう一つが校舎等の条件、いわゆる校舎等の入る敷地のスペックである。この2点を統合新校の位置の決定にあたっての重要な要素としてまとめた。

それ以外に直接・間接的に影響する要素はあると思うが、校地を決めるに当たり、考慮すべきはこの2点が重要と判断した。

その上で、まず一点目の通学の条件だが、第八中学校にした場合は、すべての生徒が徒歩35分圏内、第十一中学校にした場合は徒歩25分圏内で通学できる。この35分、25分という数字は実際歩いた時間で前後するとしても、第十一中学校が通学区域の中心に近く、通学負担緩和措置を講じることなく通学ができる、そういう優位性がある。

二つ目が校地・校舎等の条件である。様々な意見があるが、それぞれの敷地の特徴や用途地域、高さ制限等により、建築条件は異なるものの、どちらの敷地においても、18学級規模（望ましい学校規模の上限）の学校施設の建設が可能となっている。二点目として、新校舎の計画に対する要望は設計や工事の工夫により対応できる幅が大きい。三点目として、第八中学校、第十一中学校は、災害時や風水害時において、地域避難所として機能する施設である。

どちらの敷地になっても、統合新校に必要な一定規模の建物の整備が可能であること、自然災害に対する安全性が確保されてることを考慮し、幹事会からの提案として、第八中学校と第十一中学校の統合新校の位置を決定するための優先的な指標は、通学の条件としたい。二つの条件はどちらも大事だが、校地・校舎等の条件では大きな差がないと捉え、通学の条件では第十一中学校の方が通学負担の緩和措置がなく安全に通学できるということを優先的な指標とすべきという意見でまとまった。幹事会としての説明は以上である。この案をもとにご議論をいただきたいと思っている。

【質疑・意見】

- 吞川について、目黒区側は暗渠で万全の措置をしていると思うが大田区側は開渠で普通の川になっている。地震等の際に川から津波の影響で第十一中学校の校庭はもとより校舎の方まで水没するという恐れがないのか。
⇒（学校統合推進課長）その点は、防災所管課へ事前に確認しており、首都直下型地震等の地震による津波での浸水の被害は想定されていないと聞いている。なお、水害ハザードマップでは、千年に一度の大震の状況を予想しての浸水エリアを示している。
- 1週間くらい前のテレビ番組で、呑川と荒川で危険性があると放送されていたと聞いている。絶対に大丈夫とは言えないと思うが、いかがか。
⇒（学校施設計画課長）東京都の防災ホームページによると、首都直

下型地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)において、目黒川においては浸水被害が想定されるが、立会川と呑川については被害が想定されていない。参考情報として標高では、目黒川が中目黒駅前付近では6m位で、呑川の第十一中学校周辺では 21 m となっており、標高から考えても地震での被害の可能性は低いものと考えられる。

⇒ (会長) 今後、調査したもの再度出してもらえるということである。

- 現在の中学校の学校規模と統合によってどのような学校規模になっていくかが気になる。中学校に関しては、大学進学を考慮すると中高一貫という選択肢がある。今後、教育委員会において中高一貫校という話が出てくると、さらに高校を併設するのか等の別の議論がてくる可能性があるのか、検討の余地はあるのか確認したい。

⇒ (学校統合推進課長) 現在、区立中学校は9校あり、南部・西部地区的統合の取組により7校となる。統合の先行例として目黒中央中学校と大鳥中学校があり、通常学級の規模と生徒数(令和4年4月7日時点)が目黒中央中学校で16学級・588人、大鳥中学校で15学級・506人である。また、第一中学校で5学級・142人、第七中学校で7学級・204人、第八中学校で7学級・218人、第九中学校で6学級・162人、第十中学校で12学級・408人、第十一中学校で6学級・200人、東山中学校で11学級・363人である。

第八中学校と第十一中学校を統合した場合の想定は、昨年改定した統合方針で、13学級・476人としており、参考に第七中学校と第九中学校を統合した場合の想定は13学級・413人としている。

また、中高一貫校に関してのお尋ねだが、高等学校については都が基本的な管理・運営主体となる。高等学校の学校規模は中学校よりも大きく、学年あたり6~8学級が標準的であり、区において高等学校を中学校に併設するには敷地・施設面で整備が難しい。また、中高一貫校は入学にあたり受験(適正検査)が必要で、中高一貫校を設立したとしても、地域の子どもが入学できないという状況が生じる。さらに、区が中高一貫校を設立した場合は、都が負担していた高等学校部分の経費を区が負担することとなる。23区で唯一千代田区が九段中等教育学校を設置しているが、入学試験(適正検査)により、区外の都民を受け入れており、また、高等学校部分の教職員の人員費だけでも区が年間約4億円を負担していると聞いている。経費の面からしても区市町村レベルでは設置は難しいものと考えており、目黒区において中高一貫校を設立する予定はない。

- 幹事会の提案に賛成する。この案で進めていただきたい。呑川の件では、現在、中根住区センターの目の前で大きい管を入れる工事をしている。工事は都の管轄で以前に大田区で説明があったと聞いている。必要な対策もされており大丈夫ではないかと考えている。第十一中学校は地震に対する避難所としても十分機能する。この地

域の避難所は中根小学校と第十一中学校ということで考えている。

- 資料1の別紙2について疑問がある。実際に歩いたのか、行きと帰りの往復を測ったのか、という質問と、実際に歩いての通学路としての感想を伺いたい。

⇒（学校統合推進課長）資料でお示しする所要時間はグーグルマップで試算された登校時の時間であり、複数の職員、職員が子どもと一緒に歩くなどして所要時間を確認している。必ずしも34分ということではなく、1~2分程度ズレることはあった。通学ルートは複数あり、呑川緑道から通学する経路等もあり、この資料に記載のルートが中学生の通学に適当かということはあるが、歩いたところ何か危険があるという印象ではない。この資料でお示しするルートは一定の目安であり、通学ルートに関して、資料3でも説明するが、具体的には令和5年度に部会を立ち上げ、どの通学ルートが適当か個別に確認し、危険区域などは道路管理者などと調整するという形で進めていく予定である。

- 別紙2の縁が丘三丁目から第八中学校に向かう経路について、縁が丘駅から縁が丘交番に向かうルートは、第十一中学校の関係はわからないが、中根小学校の通学路では禁止されているルートである。縁が丘駅から縁が丘交番に向かう際には、縁が丘商店街から縁が丘郵便局経由のルートか緑道沿いのルートを歩くことになる。実際に歩けない道を示した資料を基に議論を進めることは間違っていると思う。こうした資料が出されるのは、住民からの不信感を招くことにつながる。こうした資料を基に議論することに私は反対したいと思う。所要時間35分という時間も甚だ疑問だ。資料で示されたルートは通学路として使えないルートであり、車の交通量が非常に多い道路で、子どもたちが通学するには大変危険な道路である。通学路のルートは区の方で協議してもらって、実態にそぐわない資料が出されないようにしてもらいたい。

⇒（事務局）実地踏査を行い、ご指摘の縁が丘三丁目から縁が丘交番に進むルートは子どもを連れて歩くには危ないという認識がある。こうした実踏を重ねたところ、資料記載のルートを実際に通学ルートとするかは、検討が必要と感じている。例えば、他の地図アプリケーションでは、縁が丘三丁目から呑川緑道に沿って進むルートや、縁が丘駅から線路沿いに緑道まで進んで緑道を進むというルートが出る。そのような複数のルートを歩いてみても、大きく時間差は出ないというところは確認している。緑道に沿って進むというルートも実踏しており、その上で、グーグルマップの所要時間と大差がないことを確認し、一定の目安として、グーグルマップで検索されたルートを統一的に使用してお示ししているものである。実際に生徒が通学する経路を検討する際には、委員の意見も踏まえて、どのルートが安全なのか、今後、専門部会を立ち上げてその中で様々なご意見をいただき、今回のような実地踏査を重ねながら詰めていくものと認識し

ている。

- 今後の検討課題として、現実に則さない資料は出さないでもらいたいということをお願いしたい。
⇒（会長）今後は検討してきっちりとしたものを配布していきたいと思う。
- 資料（協議会だより、議事録を含む）は誰のどのようなチェックを経て公表資料になっているのか。丁寧に作られていないと感じるところがある。協議会だよりでは、地図に方位が記載されていない、航空写真を使用しているがその出典が明記されていない。これらは基本的なことだと思うが、しっかりチェックする仕組みがあるのか。
⇒（教育次長）教育次長まで確認し、公表までの手続きをとっている。地図の方位など不備についてはお詫び申し上げる。
- チェックしたことがわかる資料を求められた時に、しっかりと答えられるようチェック体制を作つておいた方が良い。
- 資料2について、考慮すべき指標の「指標」とはなにか。「通学の条件」、「校地・校舎等の条件」のことか。「考慮すべき条件」とするのが正しいのではないか。そして、「通学の条件」の中の指標の中に、「通学時間」、校地・校舎であれば、「18学級規模を確保できるか」や「地域避難所としての機能があるのか」などの指標があるということではないか。条件が2つとされているが、他にも色々と条件があって、例えば前回の協議会では安全性の話などもあった。他にどういう条件があって、それをどの様に評価・判断してこの2つが重要と決めたのか、説明してもらわないと議論の土俵には乗れない。これを説明してもらった上で内容の話になっていくが、通学の条件として35分や25分という記載があり、それを踏まえて第十一中学校校地が通学区域の中心に近く、という記載につながっているのが理解できない。これが、通学時間が短いのでというのであれば理解できるが、何を根拠に通学区域の中心に近いと判断したかを説明できるか。さらに、通学負担の緩和措置を講じることなく通学できると記載されているが、これは必要に応じて緩和措置を行えば良い話であると思うが、なぜか、通学負担の緩和措置も前提条件になつてきている。「答えありき」のところで議論していくのも良いが、そのように考えている理由とか条件とかわかりやすく説明していかないと公平に判断できなくなってしまう。そうすると、感情的に第八中学校が良い、第十一中学校が良いというところに陥ってしまう。こうしたことを見えて、資料をブラッシュアップしてもらって、自分が町会に戻った時に上の人間に説明できるようにしてもらいたい。
⇒（幹事長）資料上の言葉の使い方に関しては、十分でなかったと反省している。指標だと、条件だと、いくつかの言葉が混在

し、感じ方が違うというところに関しては、プロではない私たちが幹事会として精一杯考える中で使った言葉ということでご容赦いただきたい。2つの条件にすべきというところについては、幹事会の中でも完全ではないと認識はしている。例えば、通学負担の緩和措置については、緩和措置を講じるか講じないかで通学の条件が変わるものではないかという意見もあった。しかし、通学負担の緩和措置として、スクールバスを通らせるとか色々なことをやれば、「たらば」のことを言えばいくらでも可能性が広がってしまう、何によって位置を決めるのかということがブレてしまうという意見が幹事会の中で出ていた。その中で、通学の条件と校地等のスペックで言えば通学の条件を優先したいこと。さらに、通学条件の中で言うと35分とか25分とかの時間ではなく、どちらが同心円状に広げた時に学区の端までの直線の距離が近いのかという点で案を示したところである。通学負担の緩和措置を仮に講ずることがなく通学することができればより安全であろうという意見が出ていたものと記憶している。そういう部分がこの資料の中に十分に反映されていなかったという点については反省したいと思う。

- ⇒（会長）幹事会では、今幹事長から説明したことについて、かなりのご意見が出ていた。そうしたご意見をしっかりと捉えて、幹事長が整理を行い、通学の条件についても単純に35分ということではなく、これまで何回も距離や時間、ルートに関する説明があったと認識しており、こうしたことも踏まえて幹事会で検討をさせていただいた。
- 協議会においてこれで決定したようにして統合新校の位置をどちらかに決めるのか。また、決定したことはどこまで拘束力をもつのか。
- ⇒（学校統合推進課長）協議会の位置付けということで、第1回の協議会でお話をさせていただいたが、協議会はご意見をいただく組織のため、統合新校の位置を決定するという機関ではない。ただし、協議結果を取りまとめて、教育長に報告していただき、その協議結果を尊重して、教育委員会において統合新校の位置等を定めた整備方針を策定させていただく。なお、整備方針の策定に当たっては、まず方針案を策定し、説明会などを開催して協議会の構成員の方等からも、ご意見をいただいたうえで決定していくことになる。
- ここは皆で協議をして決める場所ではなく、基本的に事務局がもっている案に対して説明をいただき、それに対してご意見をいただくという場という理解でよろしいか。
- ⇒（学校統合推進課長）資料を色々とお示しし、案を作る段階から、皆さんからご意見・ご協力をいただきながら案をまとめていくと

いう機会となっている。条件をお示ししつつ、そこにご意見をいただきながら、最終的に教育委員会で決定させていただくということになる。

- 議事録や協議会だよりには「協議」をしたと記載しないでいただきたい。何も協議をしていないので「協議」をしたという表記はしないでほしい。「説明した」、「説明して意見交換を行った」にとどめもらいたい。「協議」という言葉を理解していると思うので、実態に則した表記にしてもらいたい。

⇒（学校統合推進課長）ご意見として承るが、意見交換というところで「協議」として捉えている。「協議」をしていないという話なのかどうなのか理解が及ばないが、今回、協議会として立ち上げさせていただき、幹事会の皆さんにも熱心にご議論いただいて、今回提案させていただいている。まさに、意見交換、協議をしていて、その中でこの協議会においても意見をいただいているとして捉えており、事務局側の視点として「協議」をしているものと認識している。

- 今みたいな話、しっかりとを考えているところを出していただきて、そこで共有することが大事だと思っている。仮にその表現上の話が合わなかつたとしても、そこに持っている意味をしっかりと共有していくことができるため、そういう意味ではありがたい。よかったです。

（会長）この協議会の設置要綱の第9条によって協議の結果、協議会で話し合いをした結果や意見を教育長に報告することになっている。通学条件も含め、新設中学校をこの校地にした方が良いという議論を今回してきた。どちらの学校にすべきというような意見はまだ1人2人ぐらいしか出でていない。幹事会では通学の条件では第十一中学校という提案があり、本日どちらの校地にした方がよろしいのか、いろんな議論が出た中で、宿題もあるが、どちらかに新校の設置場所を決めていかないと、次の段階に進むことができない。意見を伺い、本日どちらかにということは決められないということであれば、皆さまのご意見を本日ある程度伺い、教育長に第3回までの意見を報告したいと思うがいかがか。

- 決めるのであれば資料2をブラッシュアップしていただきたい。本日の議論、日程も踏まえた形で、協議会委員が納得できるものを提示していただきながら先に進んでいただきたい。決して反対するというものではなくないので、自分たちが公平にジャッジをして、納得していきながら先に進んでいきたい。

⇒（教育次長）具体的な議論が始まったのは第2回ということで、その際には、区から様々な資料をお示しして、色々な意見を多方面からいただいた。それを受け、幹事会を開いて論点を整理し、

指標という言葉がそぐわないということであれば検討するが、通学の条件と校地・校舎等の条件ということで絞らせていただき説明させていただいた。通学経路の設定の仕方が適切でないとする意見や資料の作りの点でご意見をいただいたものと考えている。今後、プラスチックアップとは、もっと別の資料が欲しいということか。具体的にどういうことを言っているのか確認したい。

(会長) 先ほどは、通学路をしっかりとチェックして、通学路で使えるものを示してほしいと意見があった。

- 通学経路として示した時間が実際に歩いて35分だったのかというところをしっかりとフィックスしていただき、そこから議論を進めないといけない。実際に通学できないようなルートが資料として今回出されている。教育委員会として35分圏内という前提を確かめているということであれば、そのルートをしっかりと示していただきたい。

(会長) また、防災に関する問題もお示ししてほしいとの意見があった。

⇒ (学校統合推進課長) 津波に関しては事前に防災の所管課に確認していて、首都直下型地震であったり、地震の関係で呑川の目黒区側でそうした影響がないことは確認している。テレビ番組の放送内容は、別のエリアの話であり、目黒区側において津波による影響がないことは確認している。

- ハザードマップでグラウンドと正門付近は水深1~2mで浸水するとある。グラウンドで1m水が張ってしまって、正門の辺りが1m水に浸つてしまったら、地域避難所として成り立つか。

⇒ (学校統合推進課長) 風水害について一定の制約はあるが、体育馆などは使用でき、地域避難所の機能としては成り立つこととして、現状も防災計画を立てており、建替えにより強靭化もできることであり、第十一中学校は地域避難所として成り立っている。

- 先ほどの発言は、資料のケアレスミスは修正するが、基本的に協議会で提示したものを修正しないということか。

⇒ (教育次長) ご指摘のあった部分で修正することは当然考えている。今後この協議会で議論をしていくに当たり、どういうものが不足しているのか教えて欲しいということである。資料を修正するということと違うものがあるのであれば対応しなければならないと考えている。

- 先日、協議会の議事録確認があり、その中で内容が一部修正され、事前に送付されたものと公開されたものが違うということがあつた。手続き的な話だが、内容確認をして修正した場合には、修正したものを再度確認させてほしい。そういうふうに皆が認めたものとはならないと思う。

⇒（学校統合推進課長）協議会の内容を広く周知するという目的で、なるべく早く会議資料や会議録を公表することが必要として、今的方法をとっている。一般的な会議録の確認方法として、次回の協議会で前回の会議録を出して確認するということだと、決定までに1か月かかってしまう。公表日の周知や再度の確認など、ご指摘いただいた点については改善していきたい。

（会長）意見をたくさんいただいた。資料等で不足があれば事務局の方で考えるということで、教育長に報告する時期にも差し掛かっており、一つだけお諮りしたい。現段階で統合新校の位置について、協議会として、どちらかの方に決めて報告することに関してはいかがか。よろしいでしょうか。

本協議会は、先ほど事務局から説明があったとおり決定機関ではないということ、協議会で出た意見を教育長に報告し、その後の手続きを経て正式なものになっていくということである。現段階では、通学の条件を優先的に考え、現在の第十一中学校の校地の方が望ましいということを、教育長に報告するということに関していかがか。

特に反対というご意見はないため、その旨を報告することとし、今後の協議会においてもご意見をいただき、報告書のとりまとめに生かしていくということで、大きな異議がなければそのように報告をしていきたいと思うがいかがか。

（異議なし）

（会長）それでは、統合新校の位置についてはそのように報告していく。

*資料3「通学負担の緩和措置について」に関しては、来年度以降具体的に検討していく内容であり、時間がない中で行う議論ではないとして、次回の議題とした。

3 その他

事務局から以下の2点について情報提供した。

（1）小学校の児童・保護者向けアンケートの実施について（資料4）
（情報提供概要）

区立小学校の児童・保護者向けアンケートを7月頃に実施する。配布資料のような内容でオンラインフォームを利用したアンケートを考えている。

（2）令和5年4月入学隣接中学校希望入学制度について（資料5）
（説明概要）

隣接中学校希望入学制度の来年度入学の案内を6月20日に発行したため、情報提供する。内容については後程ご確認いただきたい。

4 閉会

第4回協議会は、7月21日（木）午後7時から第十一中学校体育馆で開催することとした。

以上

会 議 錄

名 称	第4回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年7月21日（木）午後7時から午後8時30分
会 場	第十一中学校体育館
出席者	36名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日の議題は、前回、会議時間の関係で協議を行えなかった「通学負担の緩和措置について」、及び協議日程で予定している、「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」、「新校の施設整備の方向性」になる。</p> <p>2 (1) 統合新校の通学区域（通学負担の緩和措置）について</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 資料1 「通学負担の緩和措置について」に基づき、事務局から説明する。 前回の協議会で、統合新校の位置について現在の第十一中学校の校地が望ましいとして教育長へ報告することを確認したが、その場合、建て替え後の新校舎へ移転するまでの、令和7年度から令和9年度途中までの間、第八中学校の既存校舎を統合新校の暫定校舎として活用することになる。 第八中学校の位置に通学する際の通学負担の緩和措置について、第2回の協議会とその後いただいた委員からのご意見を踏まえ、具体的な緩和措置の考え方を検討した。 資料1は、第八中学校の位置に通学する場合に、通学距離が2キロメートルを超える、かつ徒歩で30分を超える時間を要することが見込まれる地域から通学する生徒の、通学負担の緩和措置の考え方である。 項番1の、自由が丘二丁目・三丁目一部地域の通学負担の緩和措置については、鉄道及び路線バスにより通学時間の短縮に繋がるため、公共交通機関の交通費補助を行うことに加え、第十中学校への通学によって通学時間の短縮等の通学負担の緩和が見込まれる場合は、指定校変更制度により学校選択時に第十中学校への入学を希望することとしたい。前回の協議会で情報提供した隣接中学校希望入学制度では、1クラス相当の35人までを受け入れの上限枠とするが、こちらの指定校変更の場合には、その枠以上の希望があったとしても、学校</p>

運営上支障が生じない限り、受け入れができる制度となっている。対象の想定人数や第十中学校の現状を踏まえると、希望者の受け入れは可能と考えている。

次に項目2、緑が丘三丁目一部区域の通学負担の緩和措置について、大きく三つの方法を考えている。

まず、一つ目の公共交通機関の利用では時間短縮の効果は限定的なものの、歩く距離が縮減されることで一定の通学負担の緩和になるため、公共交通機関の定期代の補助を行うことを考えている。

二つ目は、スクールバスやスクールタクシーなどの車両の対応について、マイクロバスやタクシー、または区が所有する車両の利用など、利用人数に応じた対応を講じていきたいと考えている。

三つ目は、安全性に最大限配慮した上での自転車利用として、記載の通り、①自転車通学者向けの交通安全講習の定期的な受講、②自転車用の通学路の設定、③電動自転車やヘルメット、雨合羽等の区からの貸与など、通学時に限定して利用できるよう安全性に最大限配慮することを条件として、自転車通学を可能とすることを考えている。

三つのうちどの方法をとるかは、対象となる生徒が、最適な選択ができるように、生徒数が一定程度把握できる時期に対象家庭の意向を調査した上で、具体策を決定することが適当と考えている。

今後の検討体制として、今お示しした通学負担の緩和措置を基本として、具体的な緩和措置の方法、基準、安全対策については、令和5年度に通学に関する専門部会を設置して検討を行っていきたい。

来年度以降、新校開校に向けた様々な具体的な取組を進めていくが、専門部会をいくつか設置して対応することを考えている。部会の構成については、今後、第6回の協議会で協議をさせていただきたい。

通学負担の緩和措置の具体的な内容については部会の方で詰めていくが、考え方の基本的なところでご意見等を伺いたい。

【質疑・意見】

- 30分と2キロメートルの基準はどの様にして決めているのか。
⇒（学校統合推進課長）30分と2キロメートルという基準は目黒中央中学校の統合時における交通費の補助基準によるもので、基本的には、その時点での学校の通学距離、そうしたもの踏まえた上で設定した距離・時間である。この基準に関しては、次年度に設置する専門部会で検討していくが、現状の各中学校の通学距離などとの整合を踏まえた上で、もう少し細かな設定をしていきたい。現状、目黒中央中学校への最長地点からの通学時間が27分程度となっているため、そうした点と整合が合うような形で基準を検討していくべきと考えている。
- 公共交通機関の交通費補助については、定期代を支給する形になるのだと思う。目黒区でいじめがないわけじゃないので、その定期券について、逆に他の生徒から差別じゃないが、いたずらで取り上げられてしまうというようなことも起こり得ると考えるが、そうし

たことにどの様に対応されるのか。

車両による対応については、色々な希望のある方がいると思うので、専門部会で検討することで良い。

自転車利用について、教育委員会の方で通学以外に使用しては駄目と指導するとしても、学校帰りに塾に行く生徒もいる。そうした場合に、最寄り駅まで自転車に乗って、その後家に帰るまでにまた乗ってということになり、事故にあった際に保険適用となるのか。自転車を貸与するということで、盗難された場合にどう対処していくと考えているか。生徒が失くしてしまった場合にどう対処するのか、その辺りまで検討されているのか。

⇒（学校統合推進課長）特例措置を講じることで、対象となる子どもに何か特別な扱いがされないように、今後、様々な点で検討していく必要がある。通学負担に関しては、何らかの対策を講じなければならないため、しっかりと説明できるような対応を教育委員会・学校で整理していきたい。大切な視点のため、その点に十分に留意して対応していきたい。

また、通学用に貸与した自転車の盗難などは、今後具体的に詰める内容ではあるが、盗難に関しては自転車にGPSなどを付けること、自転車保険（盗難保険）などに加入して対応していくことや、リース契約などで修理や盗難対策なども含めた対応なども考えられる。具体的には今後こうした対応なども含めて検討していきたい。

塾に寄ることに関しては念頭にはなかったが、通学の途中で寄るということができるのかどうかも含めて整理していく。

色々とご意見をいただきながら、具体的な内容については詰めていきたい。他自治体においても、こうした通学負担の緩和措置を行っているところがあるため、こうした事例も確認しながら対応を図っていきたい。

- 大鳥中学校、目黒中央中学校に関して、こうした対応はあるのかどうかを具体的に教えて欲しい。

⇒（学校統合推進課長）目黒中央中学校は現状でこのような対応は行っていないが、統合の際には、公共交通機関の交通費補助を実施した。目黒中央中学校は建て替えによって校舎を整備したが、建て替えている間、現在の位置ではなく、旧第六中学校の位置にあり、2キロメートルかつ30分を超える地域から通学する生徒に対して公共交通機関の交通費の補助を行った。

また、大鳥中学校の統合においては建て替えがなく、2キロメートル、30分の範囲内で通学ができ、公共交通機関の補助などは実施していない。

⇒（会長）それでは、通学用の自転車で塾に行く関係の件については次回までお待ちいただきたい。

- 資料では統合新校への通学が困難な場合には個々に対応するとある。最終的に第十一中学校が新校の校地となる場合、大岡山小学校の校区を見ると広く、イオンの辺りまで広がっているため、逆の場

合の通学負担の緩和措置を検討してもらえないか。

また、目黒中央中学校や第七・第九中学校の統合新校を選択できる仕組みがあると良いと思うがいかがか。

⇒（学校統合推進課長）第十一中学校が校地となった場合の通学負担の緩和措置についてだが、今後、様々なご意見をいただきたいと考えている。これまでの統合の事例では、通学方法に関するもの以外にも手荷物用のロッカーを設置し、生徒の通学時の荷物が重くならないような対応や、部活動の再登校に関して、学校図書室などを開放して、遠距離の子どもたちは再登校せずに図書室などで待機するという対応を講じている。こうした過去の事例を踏まえた対応を実施するとともに、様々なご意見をいただきながら通学負担の緩和措置を考えていきたい。

また、目黒中央中学校や第七・第九中学校の統合新校を選択できる仕組みについて、受入人数の上限はあるものの隣接中学校希望入学制度により、第八中学校、第十一中学校の通学区域の方は、第十中学校、目黒中央中学校、第七・第九中学校の統合新校を希望することができる。基本的には、こうした制度で対応を図っていきたい。

○ 町会としては、地域の子どもの安全・安心が確保されることが最優先と考えている。電車を使用するケースというのはあまり聞いたことがなく、例えば目黒中央中学校の事例があるということで、定期をなくしたらどうするのか、いじめられたらどうするのか、そうした話は事例をもとに整理をしたら良いと思う。少し気になるのは、方向によって子ども達は大変混雑する電車に乗ることになり、仮に空いていたとしても、友だちと一緒に電車に乗ることはワクワクすることであり、走り回ったりするかも知れない。そうしたことを見学校側にきちんと認識していただいたうえで正しい乗り方など指導していただいて、電車で同乗される方も気持ちよくいられるような視点での検討をお願いしたい。

⇒（学校統合推進課長）ご意見を踏まえ、今後、学校と連携して具体的な対応を検討していきたい。

（会長）それでは、通学区域は目黒区教育委員会の方針で、原則、第八中学校と第十一中学校の通学区域を合わせたものとしている。これを前提にして資料1の通り、通学負担の緩和措置を講じることについて、今後、教育長に報告をしていくこととしたいと思う。本日、皆さまから色々なご意見をいただいたため、ご意見も一緒に加えた内容で報告をさせていただきたいと思うがいかがか。

（異議なし）

（会長）次に、議題2、「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」、議題3の「施設整備の方向性」については、一括して事務局から説明を受けたいと思う。この二つは新校のソフト面とハード面の内容であり、一括して説明を受けた方が新校のイメージが伝わり、議論をしやすいと幹事会で整理をした。

2 (2) 新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業
(3) 施設整備の方向性

【説明概要】

(学校統合推進課長)

まず、議題2だが、第4回と、第5回の協議会では、統合により新たに設置する中学校の目指す学校像等について協議を行う。

本日は、教育委員会と第八中学校・第十一中学校の教員からなる準備組織において検討した学校像の案を説明させていただき、各委員からのご意見等を踏まえて、第5回の協議会に向けて、内容をブラッシュアップしていきたい。

また、令和7年4月の新校開校までの期間には、新校の目指す学校像を踏まえた教育活動を、第八中学校・第十一中学校で段階的に展開していくことや、統合前から両校の生徒たちなどに交流事業を実施することを予定しており、その想定について説明させていただく。

説明は、資料2「新校が目指す学校像及び移行期間中の教育活動・交流活動（案）」により行う。まず、両中学校長から、現在の両校の学校像等について説明した後、新校の学校像等について、教育指導課長から説明する。

(第八中学校長) 資料2の4ページを基に説明する。本校においては、穏やかで落ち着いた教育環境、そして挨拶のできる子どもたち、これを第八中学校の伝統として歴史として力を入れている。本当に些細なことなのかも知れないが、落ち着いた環境、そして挨拶のできる優しい性格、こうしたものが大事だらうと考えている。これを受け継いでいけたらと考えている。そうした中で、本校では学力の向上と社会性の育成、これを大きな力として教育活動を行っている。学力については、これから長い時代を生きていくところで学び続けていく力を身に付けさせていく、それから、社会性というところについては、公立中学校の強みの一つである、学校行事の取組を生かして、各学校行事を通して指導できる教員、こうした経験を通して、子ども達の社会性を育み、さらに他者とつながる力だと、円滑な人間関係を構築できる力の育成を目指しているところである。

第八中学校の学校経営を踏まえながら新校の学校像を見ていくと、学校づくりの三つの観点の一つ目に学びの充実に関する視点として、学力の向上に力を入れて、これから先の未来を見据えた教育に力を入れていくことを継続していくものと考えている。

二つ目の豊かな心・健やかな体の育成の視点に関しては、学校行事を通して学んでいく人間関係、社会性の育成につながっていく学校行事の運営だと、それから本校は特に人権尊重教育に力を入れている。人権意識の涵養を、多様な人々と関係を築くための基礎となる力と考えており、自分のことも周りの人のことも大切にするとともに、LGBTや生命の教育等、現代的な課題について学習を進めている。

それから、知的障害特別支援学級との交流を軸にした共生社会の実現に向けた取組を行っている。交流の一つである「エンジョイ八中」では生徒会が中心となり、特別支援学級と一緒にになって楽しめるイベントを行っており、郷土学習においても、通常の学級と特別支援学級と一緒にになって取り組んでいる。

最後に、地域との連携に関しては、本校の生徒も第十一中学校の生徒も、地域と地域の未来を支えていく人材となる。地域の大人との交流を図りながら、地域の未来を担っていく大切な人材になるということを鑑みながら、地域のボランティア活動に参加して、地域を助けていく、地域を作っていくという気持ちを身に付けていけるような指導を行っている。

(第十一中学校長) 本校の目指す学校像は、生徒一人一人の個性・特性を重視し、生徒の活躍する場があり、学ぶ喜びや自らの良さを伸ばすことができる魅力ある学校、教職員が生徒と共に活動し、活力があり・誇りを持てる学校、三つ目として、家庭・地域との連携を深め、生徒や保護者・地域から信頼される学校、これを目指す学校像に掲げ学校経営を行っている。こうした考えに基づいて、実際に教育活動で行っているもので、新校の目指す学校像に当てはまるものとして、具体的に何なのかということでお伝えしたいと思う。

(1) 学びの充実に関する視点につながる活動としては、本校では5教科すべてで1学級2展開の少人数指導を行っている。これは都や区からいただいた時数に加え、校内の努力によって時数を多くもつなどして教育効果を向上させている。

(2) 豊かな心・健やかな体の育成に関する視点、特に豊かな心に係るものとして、本校では第一として「ローテーション道徳」といつて、学級担任だけでなく、学年の教員で、全教員で道徳の指導を行うこととしている。また、「ハートフルウィーク」という取組を行っており、話したい先生と面談を行うという教育相談活動により、子どもの相談しやすい環境づくりに努めている。健やかな体の育成に係るものでは、本校独自の取組として、スキー教室や持久走大会などを行い、健やかな体の育成に努めている。

(3) 地域との連携に関する視点に当てはまるものとしては、現在、新型コロナウイルス感染症のため中止になっているが、例えば、中根ファミリーフェスティバルであったり、自由が丘統一美化デーであったり、地域の取組に参加させていただくことで、地域との結びつきを感じて、郷土愛や愛着心を育む取組を行っており、こうした取組を新校の中にも何らかの形で残せると良いと考えている。

(教育指導課長) 新校が目指す学校像等の案は、両中学校の校長、副校长、教務主任の先生が中心となり、区の職員も加わり話し合った内容をまとめたものである。

資料1ページの新校が目指す学校像は「自律的な学びと共創的な活動を通して、未来を切り拓く力を育てる学校」である。生徒一人ひとりが試行錯誤しながら、自分の学びの目的や方法をつかみながら、

自分事としてしっかりと学んでいくこと、また、生徒が友達、先生、地域社会の方といった多様な人々と関わり、学び合う活動に取り組むこと、こういったことに重点を置いた新校の教育活動の中で、予測が困難なこの先の社会においても、自分の思い描く未来に向けて、道を切り開いていく力を育てる、そのような学校を目指していく。目指す学校像という大きな方針のもとに、教育計画策定や施設設計といった具体的な学校づくりを行っていくときに大切にする考え方を「学校づくりの視点」としている。

資料の別紙は学校づくりの視点を踏まえた新校の主な取組をまとめたものであり、星印を付けたものは、新校の教育活動として特に発展的に取り組むものと考えている。学校づくりの視点の1点目「学びの充実」について、まず、教育ICT環境を活用した学習を充実させていく。例えば、現在生徒が持っている1人1台のタブレットをより柔軟に活用できるような、学習に合わせて自由に空間を作ることができる施設づくりや、ソフトウェアとしては、個人の習熟度に合わせて取り組めるAIドリルやクラウド型の授業支援アプリといったデジタル教材・教具を新たに導入するなど、新たに作った環境を活用して、一人ひとりに合わせた学習活動を進めていきたい。学びを支える指導体制として、新校では学級数が増えるため、正規教員の配置人数が大幅に増える。これまで時間講師で対応していた技能系教科なども正規教員が受け持つことができる、そうしたことでの指導や支援の充実を図っていく。また、同じ教科を担当する教員が複数いる教科が増えることから、1つの学年を一人が担当し、学年の生徒の状況に合わせて細やかに指導したり、同じ教科の担当同士で相談しながらよりよい授業づくりを進めていきたい。新しく設定するカリキュラムとしては、高校で始まった総合的な探求の時間の学習にもつながっていくような、自ら探究するテーマを設定して、各教科等の枠組みを超えた課題に取り組むプロジェクト型学習の開設を考えている。こういった学びを進めていくにあたり、大学や高等学校、民間企業との連携も取り入れていきたい。

次に学校づくりの視点の2点目「豊かな心・健やかな体の育成」だが、これまでに両校が行ってきた人権教育の取組をもとに、今日的な人権課題について学ぶ機会を積極的に設けていきたいと考えている。生徒数が増えることにより、日常的に活動を行う生徒会、委員会組織は大きく充実し活動も活性化していく。この経験を活かし、規模は大きく、迫力が増す学校行事においても、生徒が主体的に関わって作り上げていけるようにしたい。部活動については、現在それぞれの学校にある部活動を生かして構成することで部活の種類を増やし、生徒の多様なニーズに応えられるようにしていきたい。ユニバーサルデザインの視点に基づく学習環境の構築というところだが、学校規模というのは大きくなるが、生徒同士、生徒と教員がコミュニケーションを取りやすいようなスペースを設けるなど、ユニバーサルデザインの視点に基づきながら、施設づくりを進めていきたいと思っている。

学校づくりの視点の3点目は「地域との連携」である。統合により

学区域が広がることから、改めて小・中学校9年間で取り組む内容について、保護者、地域の方とも共通理解を図りながら『小・中連携子ども育成プラン』を作り、ご協力を得ながら進めていきたいと考えている。また、各中学校が地域の方とともに進めてきた防災や伝統行事などに関わる取組は、大切なつながりとなるため、新校でも工夫して引き続き行なっていきたい。

「目指す学校像」や「学校づくりの視点」は、新校の学校づくりにあたっての方向性を示したものであり、この方向性を踏まえて、これから実際の活動や環境について、両校の教員と具体的に詰めていくことになる。この協議では、この視点が足りないのではないか、こういった学習活動も取り入れていくとよいのではないか、といったご意見が伺えればと思っている。

資料の1ページ目、項番3の移行期間中の教育活動・交流活動の(1)教育活動についてだが、新校の「目指す学校像」が実現されるように、学校づくりの視点を踏まえて、今後、より詳しい教育活動の内容を各校の教員を中心メンバーとした会の中で検討していく。また、両校の生徒や教職員が令和7年4月に新しい中学校に集ったときに、スムーズに一体感のある教育活動が行えるよう、令和5年度は、例えば、年間指導計画などのカリキュラム編成や指導の仕方、学習評価基準(成績の付け方)などについて、両校の教員の間で話し合いをしていく。令和6年度には、教育計画を策定し年間行事予定なども明らかにする。また、話し合った内容を踏まえて、両校で、段階的にそろえて教育活動を展開していく。令和7年度には、新しく中学校が開校し、令和6年度中に策定した教育計画に沿って、学校教育を進めていく。

次回の協議会では、校区の小学校保護者に回答いただいたアンケートの結果なども踏まえて、令和5年度からの段階的な教育活動実施のスケジュール案を示していく。

(2)の交流活動について、両校の生徒同士が開校までの期間においても、豊かな人間関係を築き、開校当初から互いに親しみをもつて学校に通うことができるよう、交流活動を検討している。令和5年と6年の2年間に“行うことができそうな”交流活動を挙げている。実際に計画していく際には、それぞれの学校で現在行っている教育活動の妨げにならないよう、交流の仕方や規模、内容などをよく検討し、資料に記載の内容から、生徒に負担がかからない範囲で選び、進めていきたいと考えている。交流活動についても、各学校区の小学校保護者のアンケート回答結果なども踏まえて、次回の協議会で再度お示しする。

(学校統合推進課長) 続いて、議題3について説明する。新校の新校舎の施設整備は建て替えにより行っていくが、どのように建て替えを行うのか、施設整備の基本や一般的な整備の取り組みの進め方について、資料3「新校の施設整備について」により学校施設計画課

長から説明する。

(学校施設計画課長) 資料3の新校の施設整備について、まだ、施設面で何かが決まっているものではないため、目黒区が学校施設を建設する際の基本的な視点について説明する。

項目1の設計の拠り所となる基本方針が2点、(1)の目黒区学校施設更新設計標準であり、もう一つが、文部科学省の指針である。

(1)の目黒区学校施設更新設計標準については、目黒区が学校施設を建て替えていく際の基本的な視点として6点掲げている。1が教育活動の充実、2がすべての利用者にとっての安全・安心、3が地域の拠点、4が維持管理のしやすさ、5が将来的な対応、6が適正な施設規模である。

次に、文部科学省の指針について、文部科学省では新たな学校施設の在り方を検討するにあたって有識者会議を設けており、報告書が本年3月にまとめたところである。これを受け、施設整備指針というガイドラインを本年6月に改訂した。

A3判の資料が、有識者会議の報告書の概要である。説明すると、第1章から順に、こちらでは、新しい時代の学びとして、(2)の「令和の日本型学校教育」というものをよく耳にするが、「学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」とあり、これは文部科学省が目指している学校の姿である。そういった中で、第2章、学校施設の課題として、学校施設、リアルな空間、ここでは実空間という言い方をしているが、子どもたちが実際にそこに集って学び、遊び、生活する。こうした学校の姿、実空間の役割や、在り方、その価値を見直す時期にきていると認識している。

第3章で「Schools for the Future」と書かれているが、新しい学校施設をつくる際には、未来思考で固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すことが必要として考えが示されている。

次に、学校施設の5つの方向性が示されている。樹木の絵が記載され、学びを樹木の幹に例えて、柔軟で創造的な学習空間の実現を目指している。それを豊かにする要素として、生活と共創がある。生活とは、快適で健やかな学習空間であったり、生活空間であり、共創とは地域や社会との連携になる。さらにそれを支える、根っこにあたる要素として、安全や環境がある。安全は、安全・安心な施設として、バリアフリーや避難所機能の充実となる。環境とは、省エネなど、地球環境に配慮した施設整備を目指すものである。

資料の裏面では、より具体的なイメージを記載している。学びについてのイラストで、教科横断的な学びとして、一つの空間であっても、色々な方向を向きながらグループ討議を行っているというシーン、学校図書館を単に図書館として捉えず、情報センターとして様々な情報を活用しながら使用しているというシーン、コンピュータ室のイメージで、教室の間仕切りを広げて、学習する場と活動する場とを一体的

に使っているシーンなどが示されている。次に、共創は、地域や社会とのつながりをイメージしたもので、学校に様々な方が集っているというシーン、安全で、誰もが使えるバリアフリー化された空間というイメージ、最後に環境で、省エネや地球環境に配慮した設備を整え、それを学びに活用するといったシーンである。

目黒という都心にある地域性や敷地の状況から、これらのイメージどおりの整備は難しいかも知れないが、これまでの学校施設とは少し違った視点をもって計画を行っていくというふうに考えている。

(3) 新校の設備整備だが、これらの指針に沿い、学校、保護者、地域のご意見を踏まえながら検討を進めていく姿勢でいる。

項番2の施設整備のスケジュールだが、まず、新校舎については、今年度の後半に設計者の選定を行い、令和5年度から6年度で設計を行い、令和7年度から工事に取りかかり、令和9年度中に新校舎が完成するという見込みでいる。また、令和7年度の新校開校から新校舎移転まで活用する既存校舎（暫定校舎）については、今年度に改修内容の検討を行い、来年度に設計、令和6年度に改修工事となる。場合によっては、令和5年度中に一部先行する場合もある。

【質疑・意見】

- 資料2の4ページに記載されている教育方針について、両校の校長先生からご説明いただき、非常にコンパクトにまとまっていて良いなと思った。大変申し訳ないが、新校の目指す学校像は、文部科学省の資料に書かれている内容がしっかりと書かれているという印象で、地域の中での特色があまり感じられないという感想である。これから内容を詰めていくということで、出発点としては有りと考えている。

第八中学校の校長先生の話を伺って非常に感銘を受けたのが、教職員が生きがいを感じる学校というところで、ここに着目して新しい新校の目指す学校像を見ていたが、教員の姿がまったく出てこない。子どもを学ばせに行く学校で教員が疲れ果てている姿が毎日あるということはとても残念だと思うし、逆に未来に向かってこういう先生になりたい、こういう大人になりたい、と思える学校に行きたいと思うのではないか。是非とも、教職員の方々の生きがいを感じる学校というフレーズはすごく良いので検討していただきたい。

⇒（教育指導課長）地域の方からこうしたご意見をいただけることは大変ありがたい。新校の目指す学校像の案の作成に当たっては、生徒が主役ということで生徒に焦点を当てて、教職員からもたくさん意見を出していただいた。学びを支える教員がしっかりと生きがいを感じられるように、自身の生活を豊かにしていくという視点も取り入れながら新しい学校づくりを行うということは非常に大切なため、そうした点も考慮していきたい。

- 小学校の児童・保護者向けアンケートは実施されたのか。
⇒（学校統合推進課長）児童・保護者向けのアンケートは、7月4

日から21日までを期間として実施している。

- 児童・保護者向けアンケートにも交流活動についてというものが含まれているが、それを踏まえないと資料が出てきている。次回には反映した形で出てくると考えてよいか。
⇒（教育指導課長）今回は、どういったものが交流活動としてできるかという洗い出しの段階であり、そこにアンケート結果も踏まえて、こういうところに重点を置いてもらいたい、こうしたことを行なってもらいたいというような点を踏まえた形で、次回お示ししたいと思っている。
- アンケートについては何件ぐらい集まっているのか。
⇒（学校統合推進課長）アンケートについては集計中だが、本日時点で900件を少し超える提出状況となっている。
- 2点お伺いしたい。資料の「共創的な」という「共創」という言葉について、あまり耳慣れない言葉だが、学校などで普通に使われている言葉なのか。造語なのか何なのか、あまりきれいな言葉ではないなど感じた。
それからもう1点。とても大事なことだと思うが、目指す学校像に「信頼される学校」、「地域から信頼される」ということがでている。「信頼される」ということは一番重要なことと考えている。どういうことが信頼されることに結び付くのかを踏まえて、資料として出てくるようになると良いと思った。
⇒（教育指導課長）「共創」という言葉だが、資料3、施設整備の方針性のA3判の資料表側わかりやすく記載されているのでご覧いただきたい。共に創るという言葉が示すとおり、生徒たちが教員、地域の方々、そして外部の方々など、様々な方と共に学ぶことを通して、自分の中で価値観が生まれたりだと、多様な人たちと協力して新しいものを作っていくたりするという前向きな様子を表す言葉として使わせていただいた。
- 部活動交流で、合同部活というものがあるが、第十一中学校は、野球部とかサッカーチームはないということよいか。
⇒（第十一中学校長）野球部はないが、サッカーチームはある。
- 野球部がない理由は、人数が少ないので、それとも近隣の方に金属バットがうるさいから辞めてくれと言われたとか、そういう話か。
⇒（第十一中学校長）本校でやっていない理由は、前者の理由からである。統合により部活動の種類が増やすことができるというメリットがあると思っている。野球部は第八中学校にはある。どちらの学校にもあり、片方の学校にしかないという部活動もあるため、統合すると部活動の選択肢は広がっていくと思っている。

○ それを聞いて安心した。もう一つだけ気にしてるのは、自分も第十一中学校の卒業生でずっと変わらない校舎に30年ぶりに入った。今、教育施設として必要とされる1人当たりの面積というのは増えていると思っており、そうすると、グラウンドなど活動の場が減ってしまうのだと思う。部活動の充実として運動系の部活動をイメージしてしまうが、活動する面積が削られてしまうと思う。

これは提案だが、第八中学校で部活動ができるような展開だとか、例えば、テニスをやろうとなつた時に近くの公園のテニスコートを使用できるような仕組みを構築してもらえると部活動の充実ということが図れると思う。こうした提案についてご検討いただきたい。

⇒（学校統合推進課長）外部の施設の利用など、今後、部活動の地域移行なども進んでいくため、一体的に検討していきたいと思う。ご意見として承り、新校開校に向けて色々な準備をしていきたいと考えている。

○ 第八中学校には、E組という知的障害特別支援学級がある。私も第八中学校生であった当時、特別支援学級との交流を通じて、様々な形で接する機会があり、自分の力になったなど感じている。今回の学校の視点の中で、第八中学校にある人権教育を基盤とするという視点がどうも弱くなっているように感じる。特別支援教育という視点を書いて欲しいということではないが、第八中学校の一番の目指す学校像である、人権教育を基盤とするという視点が、新しい学校像の中では消えてしまう、隠れてしまうという印象である。すべての教育活動の基盤に人権尊重や、インクルーシブな考え方があるということを、目指す学校像として打ち出させていただきたいと感じた。

もう1点だが、この中に教員の姿が見えない。新校は、教員の働き方改革の先進校であって欲しいと思う。やはり教員が生き生きといないと、子ども達がそこを目指していくというイメージが湧かないと思う。先ほど他の委員の意見にあった部活動の充実においても、例えば部活動の完全地域移行だとか、そういうことを打ち出すくらい、様々な視点で教職員が生き生きと働ける学校を、新しい学校として目指していただきたいと思う。

要望であり回答は必要ない。

3 その他

事務局（学校統合推進課長）から、前回、第3回の協議会で後日資料を提出するとした2点について説明。

- (1) 通学区域の最長地点（緑が丘三丁目）からの徒歩による経路について（補足資料1）
- (2) 首都直下地震等により発生する津波における目黒区の被害想定について（補足資料2）

【説明概要】

まず、補足資料1「通学区域の最長地点（緑が丘三丁目）からの徒歩による経路について」だが、先日の委員からのご意見を踏まえて、小学校の通学路上を経路とした通学ルートと所要時間を記載した通学経路図を改めて作成させていただいた。追加したルートは、資料に記載の②である。こちらは大岡山小学校と中根小学校の通学路を経由するルートの中から、距離等で一定程度合理的なルートを参考にお示しするものである。注意書きの通り、先ほども専門部会を設けると説明したが、統合新校の開校に向けては、安全な通学経路などを改めて検討していく。現状について申し添えると、区立中学校においては、通学路の指定はなく、生徒の発達段階を踏まえて、各家庭の判断で設定した経路により通学し、その経路を、各校で把握するという取り扱いとしている。

次に、補足資料2「首都直下地震等により発生する津波における目黒区の被害想定について」だが、前回の協議会において、津波の影響のご質問をいただいたが、口頭での回答だったため、改めて資料として整理した。令和4年5月に発表された東京都の新たな被害想定では、目黒区側の呑川流域への津波による被害は想定されていない。都の報告書では複数の地震を対象とした想定を行っており、資料中ほどの囲みに、津波の影響に関する内容を抜粋している。一つ目が、首都直下地震の一つとして想定されている都心南部直下地震、二つ目が、海溝型地震である大正関東地震及び南海トラフ巨大地震による津波の想定がされている。このうち、津波に関しては、海溝型地震による被害が想定されており、地震で発生する津波高は、区部で最大約2.6メートルとなる想定で、河川敷の方は浸水するが、住宅地などは浸水しない想定になっている。被害想定の範囲では、資料2ページに大正関東地震による東京都の津波による影響を、3ページに南海トラフ巨大地震の津波による影響を、都の報告書から抜粋して掲載している。図には目黒川と呑川の部分を分かりやすいように補記しており、呑川の部分を見ていただくと、津波による遡上の影響など、目黒区に影響がないということが確認できる。津波の影響については、区の防災課と東京都の所管に改めて確認している。

【質疑・意見】

- 津波や校庭について、第十一中学校の立地を見れば、特に体育馆は津波なんて関係ないと思う。資料を出さなくても説明すれば分かると思うがいかがか。
⇒（学校統合推進課長）ご意見として承る。前回の協議会の会議の進行上で、改めて資料を整理するといったところに基づいて資料を作成している。口頭で行った説明を補足する形で今回資料作成したということでご理解いただきたい。
- 1点お願ひだが、これまでに話もさせていただいているが、資料の事前配布というのはできないのか。事前に配布して事前に確認し

ておいて、それでも分からぬところがあつたら質問を受け付けるという形をとつていただけだと良いと思うが、なかなか事前送付をしていただけない。何か理由があるのか分からぬが、質問時間は10分とか、そうした台詞は聞きたくないので、是非よろしくお願ひしたい。

⇒（学校統合推進課長）事前送付する予定を立てていたが、資料作成に時間がかかり事前に送付できなかつた。できる限り事前送付は心がけたいと思っている。

4 閉会

第5回協議会は、8月22日（月）午後7時から第八中学校体育馆で開催することとした。

以上

会議録

名 称	第5回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年8月22日（月）午後7時から午後8時30分まで
会 場	第八中学校体育館
出席者	37名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日の議題は、前回に引き続き「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」及び「施設整備の方向性」について協議するとともに、これまで協議を進めてきた「新校の位置、通学区域及び目指す学校像」について、他の協議事項に先立って教育長へ報告するために協議結果のとりまとめを行う。</p> <p>2 (1) 新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について (2) 施設整備の方向性</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」について、前回から内容を整理したため説明する。</p> <p>(教育指導課長) 資料1により説明する。1の「新校が目指す学校像」については、第4回協議会にて各委員からいただいたご意見を踏まえ、両校の教職員と関係課職員による教育活動等検討委員会にて話し合い、まとめた内容について、修正があった点を中心に説明を行う。資料の構成について、前回と同じだが、今回、最後に用語解説を追加している。</p> <p>1 「新校が目指す学校像」については、人権尊重の考え方と、教員が生き生きと働く学校であるような働き方改革を進めていくという2点がはっきりと伝わるように修正している。</p> <p>まず、人権尊重の考え方であるが、前回までは「学校づくりの視点」の(2)豊かな心・健やかな体の育成に関する視点の1点目に記載していたが、今回、新校が目指す学校像に示す形とし、新校が目指す学校像を「人権尊重の精神を基調とし、自律的な学びと共創的な活動を通して、未来を切り拓く力を育てる学校」に修正した。</p> <p>教員の働き方改革の点については、学校づくりの観点を増やし、「(4) 誇りとやりがいをもって勤務できる環境の構築」として、学校づくりの視点を新たに3点増やした。</p>

学校づくりの視点の1点目「校務支援体制づくりの推進」については、例えば、スクールサポートスタッフのような校務支援にあたる人材を学校規模拡大に応じて追加で配置することなどを考えている。

学校づくりの視点の2点目「業務改善につながる施設設備等の先進化」については、例えば、教員の分掌業務や成績処理、業務の効率化が進められるような自動採点システムなどの仕組みの導入や、授業の準備や授業そのものを円滑に進められるような、導入時点での先進的な機器の整備、学校の働き方改善に関する専門家とのワークショップ等を通して、専門的な視点からも考え、執務環境の最適化を図っていくことなどを考えている。

学校づくりの視点の3点目「幅広い教育活動への地域教育資源の活用」については、例えば、部活動の地域移行を段階的にこれから進めしていくが、いち早くモデルケースのように進めていくこと、また、通常の授業のほかに、探究的な学習、放課後の補習等への地域人材等の活用を進めていくことを考えている。

資料1の1ページ目、項番3の移行期間中の教育活動、交流活動のア教員間で行う検討事項等についてだが、両校の先生方と話し合い、令和5年度当初から動き出すには、令和4年度から準備が必要なものがあるということがはっきりしたため、令和4年度という欄を追加している。

令和4年度は、移行期間初年度に当たる令和5年度の各校の教育計画を両校の連携を図りながら作っていく。具体的には大きく2点ある。教育課程については、どの時期に、どのような交流活動を行うのか決めること、両校の主な行事の実施時期を確認し、必要に応じて日程調整を行うことである。第2に、学習評価については、実施したアンケートの回答に、学習評価に関するご意見を多数いただいたことを踏まえ、新校開校時に生徒・保護者が学習の方法や学習評価について不安なくスタートできるよう、開校時に中学3年生を迎える生徒が1年生の段階である令和5年度から両校で同じように学習評価を行っていくことを確認していく。

令和5年度には、令和7年度の開校する新校の教育計画策定に向けた取組がスタートする。具体的には、年間行事予定、指導計画について話し合うとともに、令和7年度の修学旅行業者選定も保護者の代表の方に入っていただきながら行っていく。学習評価については、令和6年度の第1・第2学年の評価計画などを各教科等の担当教員が確認し合っていく。

令和6年度には、令和5年度までに検討してきた内容を確認し、より詳細に詰めていく。

次に、イ移行期間中に各校で行う教育活動・交流活動についてだが、交流活動については、各校の現在の教育活動を尊重しながら、アンケート結果を踏まえ、生徒の負担のがからない範囲に整理したものを掲載している。

資料3のアンケート結果の中に、「実施を期待する交流活動」という項目があるが、学校行事の合同実施、教育活動の交流が上位の回答

になっている。形式的な交流活動ではなく、新規に交流を深められるものを行ってもらいたいというご意見があつたため、その点を踏まえて考えた。

令和5年度は、生徒会を中心として、校風や生徒会活動に関する情報交換、意見交換、令和7年度の開校時に3年生となる、令和5年度の1年生を中心としたレクリエーションを行う。また、現在、中学校区ごとに実施している、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議について、二つの中学校区合同でできるよう、段階的に、小学校の参加学年の調整を2年間かけて行うこととし、まずは会議で話し合うテーマを共有して実施する。学校行事の交流については、合唱コンクールをお互いに鑑賞することなどを考えている。部活動交流については、土日等の休日における合同練習の機会の確保、一年生大会等における合同チームの参加といった、競技や人数等に応じた合同チームの結成、そして文化部活動の交流を考えている。それぞれの部活動の具体的な交流方法については、中学校体育連盟の規定や現在の部員数、指導者や練習場所の確保などを基に具体的に検討していくことになる。その他、各交流活動の具体的な実施方法や関わりの段階的な深め方等については、今後も引き続き両校の担当教員間で打ち合わせを行う。

令和6年度については、交流の段階をもう一段階深められるよう、活動のもち方を工夫する。生徒会の活動として、新校の生徒会スローガンと一緒に作る活動や、生活のきまりづくりへの関わり、また、レクリエーションを行う学年を広げる、自然宿泊体験教室の行程の中で一緒に活動する取組を行っていく、そして、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議についても、令和5年度より踏み込んだ内容で、交流を二つの中学校、三つの小学校で行うこと、小学校とも展覧会での作品の出品を通して交流することを考えている。部活動については、令和5年度の内容に加え、冬季大会終了後の合同チームの編成を行うことなどを予定している。

【質疑・意見】

- 新校に通う生徒が1年生、2年生時における交流の話が出たが、統合前の最後の3年生、2年生について、来年度、1年生が部活動をする時にどのようなつながりになるのか。例えば、2・3年生はそれぞれの中學のチーム、1年生は合同のチームとなると、練習の時に1年生がいなくなるという形になるのか。その点に関してどう考えているのか。
⇒（統括指導主事）ご質問いただいた部活動の例について、どの様な形になるかということだが、まず、統合の準備段階の令和5・6年度に関しては、部活動そのものはそれぞれの学校で行っていくため、今までと基本的に何かが変わるかということは特にはないと考えている。ただし、令和5年度の1年生や令和6年度の1・2年生に関しては、統合後を見据えて、1年生大会等の参加も含めて、合同で行えるものは一緒に行き、統合に向けた取組を進めていく方向性を検討しているというところである。

- 前回の協議会の中で、人権尊重の精神を基調とするという部分は外さないでほしいと意見をさせていただいた。多様な生徒が通う中で、お互いを認め合いながら育っていくことが、第八中学校、公立学校の良さだと思っている。その第八中学校の良さを統合した新校に引き継いでいただき、誰もが安心して豊かに学ぶことができる学校を作っていただきたいと思っている。あわせて、資料に用語解説も付け加えていただき感謝している。
- 部活動において、1年生が合同チームで大会に出られるということが、恐らく目黒区内では認められると思うが、その後、試合に勝って都大会や全国大会に進んだ時に、合同チームの参加が認められた例はあるのか。目黒区の大会に出られても、その後の大会での合同チームの参加が認められない場合があるのか、その辺りの現状と運用をお伺いしたい。
 - ⇒（統括指導主事）例えば運動部だが、中学校体育連盟によって競技ごとに合同チームのルールがかなり細かく定められている。ご説明した案では、区内のみで行われる大会、いわゆる非公式の大会には、合同チームで参加することを検討しているが、例えば都大会や関東大会につながる大会、いわゆる公式の大会は、中学校体育連盟のルールを競技ごとに確認し、合同チームで参加できるものは一緒に行っていくことを検討している。
- それは少し無責任ではないか。1年生の合同チームで区大会は認められても、都大会には出られない。例えば第八中学校と第十一中学校の合同サッカーチームがあるかないかはわからないが、1年生大会の都大会に出場できなかったら、それは非常に子供たちがかわいそうだと思う。その点は、東京都等に協議するとか、今の時点で考えはないのか。
 - ⇒（統括指導主事）細かな説明になってしまいますが、都大会につながる大会、いわゆる公式大会は合同チームのルールが競技ごと定められているので、その中で出場可能なものは合同チームでの参加を検討するというものである。例えば、都大会の参加規定では、一校の部員数が競技人数を下回った場合に複数校の合同チームを編成できるなどとされ、その参加規定を満たしていれば、合同チームで区大会に参加し、勝ち進めば都大会にも参加できる。しかし、競技によっては合同チームが認められていない場合もある。その場合は、都大会、関東大会につながる公式大会はそれぞれの学校で参加するということになる。あくまでも中学校体育連盟が定める競技ルールに則ることとなる。
- 都大会や関東大会に合同チームで出られないチームは、合同チームは結成しないということでよろしいか。また、結成できる場合とできない場合について、今後、教えていただきたい。

⇒（会長）ご意見として承る。

○ 前回発言させていただき、今回、学校づくりの観点の（4）誇りとやりがいをもって勤務できる環境の構築として、教育が生き生きと子どもたちと接し教育ができる環境にするという観点を加えていただき、感謝している。しかし、この観点をよく読むと、校務支援の体制を準備して教育の負担を減らすこと、業務改善、地域教育資源を活用するということだが、学校づくりの観点の「誇りとやりがいを持って」につながらないように感じる。教員の日々の苦労を軽減するという施策を3点考えていただいたと思うが、働き方改革だとそれをベースに、例えばキャリアプランなどがセットになってくるのではないか。この項目に関して、教員の方々で事前に協議されたということだが、どんなことを期待されているのか、もしご意見が出ていたらお聞かせいただきたい。

⇒（教育指導課長）教員から出た意見としては、教育内容の充実を図るために教える人の充実をお願いしたいという意見が第一であった。この意見を踏まえ、通常の授業のほかに、探究的な学習や放課後の補習、地域人材等の活用とお示ししている。地域人材等の活用は、地域にお住まいの方の活用のほか、外部人材の活用をしていくことを想定している。多くの人の力で子どもたちの授業を充実したものにしていくことが、教員の意見として一番多かった。そのようなことが、誇りとやりがいをもって勤務できる環境の構築というところに第一に繋がると捉えている。

○ 資料の事前配布に対応いただき感謝している。質問は2点ある。

1点目は資料3についてである。アンケート調査について、速報値ということであるが、この結果が、資料1で示されている新しい学校像や施設整備の方向性にどのように反映されているか教えていただきたい。

2点目は、前回の時から感じているところなのだが、両校とも歴史があり、それぞれの地域でその地域の文化に根付いていて、それを大切にしている地域の方々は沢山いる。その地域の方々の思いが、急に置き去りにされている印象を持っている。第2回の協議会の資料だったかと思うが、例えば大鳥中学校の統合の際は、保護者の方々へのアンケートに加え、地域の方々へのアンケートを行ったという記載があったと記憶している。今回に関しても、新校の目指す学校像について、それぞれの地域を含めたアンケートを実施するということは、考えていないのか。考えていないのであれば、考えていただきたい。

⇒（教育指導課長）1点目の主にソフト面に関してだが、学校づくりの視点については、今後詳細を詰めていく中で、アンケート項目の「新校に期待していること」の学習活動や指導体制といった回答を踏まえられるよう大きく方向性を示している。アンケートの中で期待されているようなことがしっかりとカリキュラムの中に反映できるように、これから各校の教員と7年度の開校に向けて詰めていく

というところになる。今回の説明内容に直接関わる内容としては、資料3の3ページの（2）になるが、行事の中での交流や、普段の教育活動の中で交流していくことへの期待が高く、また、表面的な交流ではない交流を求める意見も寄せられていることから、しっかりと生徒同士のやり取りがあつたり、一緒に何かをするという交流活動になるように進めていくことを考えている。そのために、交流活動の件数としては絞っている。資料3の4ページ、5ページについては、新校になった後の内容である。新しい学校づくりにおいて、校章や標準服など、今後検討を進めていく中で、アンケートの内容を踏まえて進めていきたい。

⇒（学校施設計画課長）学校の設計をする際にどういう点を重視して設計していくかについて、敷地条件等、様々な制約の中で優先順位を付け取捨選択しなければならない。その中で、地域の方々のご意見やアンケートでいただいたご意見については、検討を進めていく中での判断材料になるとを考えている。今後、区としていただいたご意見や敷地条件、コストの面の課題を踏まえて、持続可能な中学校の施設整備をしっかりと考えていく必要があると考えている。

⇒（学校統合推進課長）2点目の地域へのアンケートについて、まず、大島中学校の例だが、この時点におけるアンケートは保護者向けには実施しているが、地域向けには実施していなかった。統合後の評価の際には、地域関係者へアンケートを実施した。今後についてだが、新校がを目指す学校像、学校づくりの視点は、11月に最終の取りまとめ、それを基に、教育委員会で、整備方針を取りまとめさせていただく。その際に、地域向け、保護者向けに説明会を実施する予定になっている。そのような機会にご意見などを伺いするというような形で予定している。

○ アンケート調査について、考え方などに反映されているということがわかった。地域のアンケートについては、特にすぐやる予定はないということでおよろしいか。

⇒（学校統合推進課長）説明会の実施にあわせて、整備方針を取りまとめた際に意見募集などをさせていただく機会もあるかと思う。その機会を捉えて、ご意見をお伺いすることができると考えている。

○ その場合、地域の人たちに対しては、ある程度決まったものが、説明会の時に報告されるという形になってしまふということになる。今の段階で地域の人の思いを、この新校がを目指す学校像とかに反映する余地はないということでよろしいか。

⇒（学校統合推進課長）協議会において地域の方、保護者の方にご参加いただいて、ご意見をいただきながら、新校がを目指す学校像等は作らせていただいた。アンケートという形で実施する予定はないが、

整備方針を策定していく段階では、これまでの地域の思いが組み取れるような形での方法を工夫させていただきたいと考えている。予定では、整備方針の策定に際して、案段階で説明会などを実施してご意見をいただき、必要に応じて案の修正を行い、決定していくような流れを考えている。

○ アンケートの内容で3点ほど気になる点があった。

1点目だが、資料3の2ページ目の①の「その他」のところで、校則の見直しという点である。昨今、昔つくられた校則の内容が現代に合わないのではなどといろいろ言われている。統合という機会に、校則をどう扱うかこれからの議論になるのかと思っている。その際に学校づくりの視点を参考に議論されると考えた時に、目指す学校像の人権尊重の精神のところを改めて見直して、委員の方々はどう思ったか。私は、人権を尊重するから権利を確保してほしいという人が出てきたらどうするのかと思った。最近よく言われるのは、「ダイバーシティー＆インクルージョン」、多様性を認めて、お互いを受け入れる、例えば相手を認めることで、自分の権利も確保する、足の引っ張り合いをしないというような考え方が最近の流行かと思っている。権利ばかり尊重している論調に捉えられる方がいると、少し難しいことだと感じた。目指す学校像の言葉を変えてほしいというリクエストではない。校則の見直しの際に、少し考慮いただければと思っている。時代に合う校則にした方が良いと思っているため、ぜひ校則を見直す機会を設けてほしい。

2点目であるが、資料3の3ページ目(2)期待する交流活動において、人数の多い棒グラフを見ると、「合同」「相互」「交流」「体験」という言葉が並んでいる。それぞれの学校を行き来する、例えば小学生が中学校に行く、普段行かない中学校に中学生が行くなど、この地域のいろいろな道を歩き回る形がこれから出てくる。その場合の安全面の確保を考慮していただきたい。

3点目は、資料3の3ページ目に、通学・安全等に関することで、公共交通機関での通学について意見をされた方が4名ということであり、数が少ないのが気になった。この協議会でかなり議論をしたことだが、実際の保護者や子どもからはあまり意見がでなかつたのかと思った。

⇒(教育指導課長) 学校の決まりと安全面の確保の点であるが、学校の決まりについては、新しい学校を作っていくことになるため、子ども達には生徒会組織を使った形で学校の決まりづくりにチャレンジしてもらいたいと考えている。両校の教員と相談しながら、新しい学校づくりを進めていきたいと考えている。また、安全面の確保については、教育課程の中で行う交流では、必ず学年等の教員が付き、安全管理しながら取り組むことになる。これは小学校も中学校も同じである。しっかり見守りながら、交流ができるようにしていく。各校の教員にもそのように伝える。

⇒ (学校統合推進課長) アンケートの公共交通機関での通学の関係だが、アンケート項目が「新校に期待していること」という項目立てで自由記述により回答する形とした。このため、学習面や施設整備面に関して期待することを回答するイメージを持たれている方が多かったため、このような結果になったのではないか。

○ 私の子どもが現在4年生で、この先ちょうど統合していくタイミングで中学生になる。私もこのアンケートに回答させていただいたが、統合に向けた子どもたちの体験について、保護者として非常に興味を持っている。そのため、保護者に対して、どのタイミングで、どういう学校ができるのかなど、どのようなスケジュールで保護者の方に説明していくのか、しっかりと明記していただきたい。

⇒ (学校統合推進課長) ご意見としてお伺いさせていただく。今年度のスケジュールとしては、保護者向け説明会を、まず小学校6年生児童の保護者に対して、今回報告があった協議結果を踏まえて、10月中旬頃に実施することを考えている。その後、整備方針を策定し、保護者向けにその内容に関してご説明をさせていただき、今後のスケジュール等も整備方針の中で示した内容に関して、お示しをさせていただきたいと考えている。

(会長) 新校が目指す学校像については、今回、取りまとめを行うため、事務局から説明のあった学校像の案を基本として、本日各委員から出たご意見も加えまして、新校の学校づくりを進めていくことを教育長に報告する。また、移行期間中の教育活動、交流事業については、説明のあった内容を基本に、委員のご意見も踏まえ、今後、取りまとめを行っていく。

2 (3) 新校の位置、通学区域及び目指す学校像の協議結果の報告について

(会長) 新校の位置、通学区域、目指す学校像については、新校の開校に向けた取組を進めるうえで基本となるものであることから、他の事項に先立って議論を進めてきた。この度、協議結果としてとりまとめ、教育長に報告するものである。報告書の案について事務局から説明する。

【説明概要】

(学校統合推進課長) 教育委員会では、今回報告いただく協議結果を踏まえて、「新校の位置、通学区域、目指す学校像」に係る方針案を9月上旬から中旬頃に策定し公表する。また、令和5年度入学の隣接中学校希望入学制度の申請時期が10月中旬から11月上旬頃になることを考慮して、10月中旬頃に各中学校を会場として小学校6年生の保護者向け説明会を実施する予定である。

また、協議結果の最終のとりまとめは、協議日程のとおり11月を予定しており、全学年の児童・生徒の保護者や地域の方向けの説明会

は、来年1月から2月頃を予定している。

資料2「統合によって新設する中学校の位置、通学区域、目指す学校像の協議結果」が報告書の案となる。報告書の内容は、基本的に、これまでの協議会の中で確認した協議結果をまとめている。

まず、本協議会ではこれまで5回の協議を重ねてきたこと、協議事項のうち新校の位置、通学区域、目指す学校像の協議の取りまとめを行ったということ、議論を踏まえた留意事項を付記していることなどについて、冒頭に記載している。

続いて協議結果の内容になるが、1の「新校の位置及び通学区域」の(1)に協議結果を記載しており、新校の位置を現在の第十一中学校の校地とし、通学区域を第八中学校と第十一中学校の通学区域を合わせたものとすること、また、令和7年4月から現在の第十一中学校に新校舎が竣工するまでの間は第八中学校の校地が新校の位置となることを記載している。

次の(2)については、協議結果に至るに当たり第3回の協議会で確認した理由、幹事会の論点整理をベースとした理由を記載している。

(3)の留意事項には、第4回協議会で確認をした、第八中学校の校地が新校の位置となる期間の通学負担の緩和措置(別紙1)添付をし、この内容を基本とし、適切な措置を講じることを要望する旨を記載している。

2の「新校が目指す学校像」には、先ほど協議した目指す学校像の協議結果を記載している。

(1)には、両中学校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織で検討を進めている目指す学校像(案)を基本として、新校の学校づくりを進めていくことが適当であること、その下に新校の目指す学校像、学校づくりの視点の案を記載している。

(2)の留意事項では、第八中学校と第十一中学校の良き校風などを継承しつつ、これから新しい学び等も踏まえて、魅力ある、特色ある学校となるように、教育委員会に対して最大限努めることを要望するとともに、統合によって通学区域が広がるが、これまで両校が培った地域との関係を基盤として、新校の学校づくりの視点にも掲げているが、新校においても更なる地域との連携・協働を図るよう、要望する旨を記載している。

3の「各委員からの意見・要望」は、項目1と2でこれまでの協議結果を取りまとめているが、それ以外に協議の過程で各委員から出されたご意見等があるため、別紙2として第1回から第4回までの協議会の会議録等を添付して、これらのご意見等について今後の検討の参考とするよう記載している。本日の5回目の会議録も合わせて報告書に添付して提出する。

また、資料の終わりに、本協議会の要綱と協議会委員名簿を添付している。

【質疑・意見】

- 新校の位置、通学区域の意見について、付け加えていただきたいことがある。今回の4校の統合は、これまでの大島中学校、目黒中央中学校の統合と異なり、4校同時に統合するという点が異なる点と思っている。その場合、各協議会で、個別に検討すべき点もあれば、4校を2校にまとめるという観点で、連携しながら考える必要があるという点に気付かされた。

第4回協議会で、第七中学校と第九中学校の新校の位置が、第九中学校の校地とすることで取りまとめるという話があったが、それを踏まえて、町会内で意見が出た。意見としては、第十一中学校と第九中学校に新校ができた場合、碑文谷町会の部分が空白エリアになるのではないかということである。それで、自分でも、果たしてどうなのかという風に思ったところがあったため、事務局に事前に資料を送らせていただいた。よろしければ皆さんに配布をしていただいて、疑問点を共有していただければと思うがどうか。

- ⇒ (会長) 委員ご自身が考えられた新校の位置についての資料を配布してよろしいかということである。皆さんのご意見を伺いたいのだが、議題等を決める際には幹事会を開催し、いろいろと確認した上で協議会にかけているところである。協議会当日に、委員の申し出により資料を配布することは今までなかつたため、皆さんにお詫びしたい。

- 碑文谷四丁目から見ると、第七中学校と第八中学校では第八中学校の方が近い。第七中学校が新校の位置になった場合は、第十一中学校に行くより第七中学校に行く方が近いなど、同級生の保護者といろいろ話が出ている。碑文谷四丁目は、徒歩で登校した場合、徒歩で25分圏内となっており、資料を作っていただいたのであれば拝見させていただきたい。

(会長) 資料を作っていただいたので、委員のご意見として伺い資料の配布をしたいと思うが、異議がある方は特にいないか。ご意見があればお願ひしたい。

- その資料を見るのは構わないが、既に方向性としては決まっている。それが覆るような内容なのであれば、見る価値はあるのかなと思うが、いかがか。

⇒ (学校統合推進課長) 先ほど委員から話があったのは、基本的には疑問点を共有という話だった。事務局として資料は確認しているが説明を受けているわけなく、その点については理解が及ばない。

- この協議会は、協議会としての意見をまとめるだけではなく、各委員からの意見も、この議事録にあるように、すべて教育長に報告するという風にあると思っている。今、委員が意見を言うことに対して、その意見を補足する資料が必要ということであれば、それを

配ることは構わないと思う。意見表明する機会を奪ってしまってはいけないのではないかと思う。

(会長) それでは委員のご意見を補足する資料として皆さんに配布し、委員には簡単に説明をお願いしたい。

- 配布した資料だが、今まで、通学時間について議論をしてきたかと思う。今回、第十一中学校と第九中学校が新校の位置になる場合、碑文谷町会の部分に空白地域ができるということがどうなのかということを確認するために整理したものである。

学校を中心に半径1キロメートル(km)の圏域というのを示しており、統合前の現状では区内全域をほぼカバーしているという状況になる。ケース2は、協議会で示された案の第九中学校、第十一中学校を新校の位置とした場合で、碑文谷二、四～六丁目、鷹番一、三丁目、本町二～四丁目に空白地帯が生じてくる。この資料では、圏域を半径1kmで表しているが、この根拠については、通学区域が1.5km、500mなどいろいろあるが、どこが空白になっているかわかりやすくするため、半径1kmとさせていただいた。ケース3として、仮に第七中学校、第八中学校に新校ができる場合、新たに自由が丘一丁目、緑が丘、大岡山、中根、洗足というところに、1km圏としての通学区域に空白地域が生じるというところである。ケース4の第八中学校と第九中学校を新校の位置とした場合を見ていくと、やはり自由が丘一丁目、緑が丘、大岡山、中根、目黒本町で空白地帯が生じ、ケース5として第七中学校、第十一中学校を新校の位置とした場合でも、洗足一丁目に空白地帯が生じることになる。

新校の位置を決めるにあたっては、別々に検討するのではなく、第八中学校と第十一中学校、第七中学校と第九中学校のそれぞれの位置を相互に考慮したうえで決めていくことが望ましいということを付け加えていただきたいと思ったところである。この点については、第七中学校と第九中学校の協議会でもぜひ共有していただき、そのうえで、報告書をあげていただけないかと思い整理したものである。新校の位置を考えるうえで、報告書の留意事項に入れていただければ、それにこしたことないが、少なくとも、こういう意見があったという記録は残していただきたい。

(会長) この件について各委員からご意見等はあるか。

- この資料を見ると、全てのパターンで自由が丘二丁目・三丁目は半径1km圏内から外れていることがわかった。

(会長) それでは、委員のご意見については、会議録に記録し他の委員のご意見と一緒に添えて、教育長に報告する。

協議結果の報告については、資料2の案をとらせていただいて、教育長に報告することとする。

3 その他 「通学負担の緩和措置の質疑における補足説明」

(学校統合推進課長)

前回通学負担の緩和措置に関して自転車通学の関係で下校時に塾に寄り道する例について質問があった。その件に関して補足説明させていただく。

目黒区の学校では、通学の安全の観点から、登下校時の寄り道は原則禁止をしている。また、現在、第八中学校と第十一中学校の生活の決まりにおいても、登下校時の寄り道は禁止している。通学負担の緩和措置における自転車利用については、安全性に最大限配慮をしたうえで実施することを条件としているため、寄り道に関しては、基本的に今後の検討においても禁止するというのが適当であると考えている。

【質疑・意見】

○ この地域は、マンションに住んでいる方も多いと思っている。マンションの駐輪場は1軒につき台数の制限があったりするが、塾にいくために自転車をもう1台用意した場合、台数の制限を超えて自転車をマンションの駐輪場に置くことについて、マンションで許可されるかどうかということを考えているか。

⇒ (学校統合推進課長) 具体的な話については、今後検討するところではあるが、ご自宅やマンションなどに置けない場合も想定されるため、例えばそういう場合は、駅や第十一中学校の側のところに一旦置くというような仮置きの場所を設置・整備することも対応の一つであると考えている。今後、まずは、自転車が良いかどうかという点について専門部会で決めていくが、そこに付随するような形でご意向を聞きながら、その点についても整理していく必要があると認識している。

【その他】

○ 協議会の報告書（案）の日付が令和4年8月になっているが、第5回の議事録は、いつまでに我々のほうに回ってくるのか。

⇒ (学校統合推進課長)
議事録に関しては、基本的には今週中に確定したいと考えている。
その後、9月上旬までに教育委員会や議会に報告していく流れをとつていきたいという風に考えている。

4 閉会

第6回協議会は、校名等の課題整理、統合にあたって配慮すべき事項、今後の取組体制・スケジュールを議題とし、10月27日(木)午後7時から第十一中学校体育館で開催することとした。

以上

会 議 錄

名 称	第6回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年10月27日(木) 午後7時から午後8時10分まで
会 場	第十一中学校体育館
出席者	35名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日は「校名等の課題整理」、「今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール」について協議を行う。 議題の2点については、相互に関連する内容であり、主に今後の取組の進め方に関する内容であることから、一括して事務局から説明を受ける。</p> <p>2 (1) 校名等の課題整理 (2) 今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) まず、資料1により校名の選定・検討方法について説明する。なお大鳥中学校の統合時の選定・検討方法については別添資料により説明する。</p> <p>1の校名については、(1)のとおり学校の基本的な事項として条例により議会の議決で定める事項となる。(2)の校名の選定方法として、区が設置する施設の名称は、区のルールで原則所在地の地名等を冠することとなっているが、名称案を募集して選定することが可能であり、これまでの統合でも公募を行ったうえで選定している。</p> <p>今回の統合新校においても、多くの方に親しみ、愛着のある学校となるよう校名案を公募し、選定していくことが適当であると考える。具体的な公募の条件や選定基準等の決定、校名案の選定は、(3)のスケジュールのとおり令和5年度に2回、協議会を開催し、協議をさせていただくことを考えている。</p> <p>なお、大鳥中学校の統合時(別添資料の1)は、実務的な検討を関係小中学校長及び教育委員会事務局職員で構成する検討組織で行い、公募は区内在住・在勤・在学者を対象として実施した。校名の選定にあたっては、教育委員会の定例会で、応募された校名の中から統合新校の校名候補を段階的に絞り込んだが、生徒へのアンケート調査結果や統合新校推進協議会からのご意見等を考慮して決定した。</p>

2の校章・校旗及び校歌については、学校の象徴であり、区立小中学校全校で定めている。

制作にあたっては、生徒の自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成や新校に対する親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を令和5年度に設置して、検討していくことが適当であると考えている。また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、検討の過程では地域の方々の意向に配慮して進めていく。

なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の2）は、実務的な検討は両中学校生徒と関係小中学校保護者を含めた検討組織により行った。校章については、生徒から図案を募集し、候補作品の中から、生徒や児童、保護者、地域の方によるアンケート結果で決定した。また、校歌については、生徒から募集したフレーズを基に検討組織で歌詞を作成し、作曲等は卒業生の音楽家の方にお願いし、部会への参加などご協力いただきながら完成させた。

次に、3の標準服・校則については、学校運営、生徒指導に係る事項であるため、両中学校が主体となって検討していくことが適當だと考える。その際、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を令和5年度に設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えている。

なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の3）は、標準服は、両中学校生徒、関係小中学校保護者を含めた検討組織で検討し、生徒や児童、保護者、地域の方に標準仕様（詰め襟、セーラー服、ブレザーなど）のアンケートを行い、それを基にデザイン画による選定や実物見本を展示した業者プレゼンテーションにも生徒、児童が参加して決定した。

校則については、大鳥中学校の統合時には、両校の教職員と教育委員会事務局職員からなる検討組織で検討したが、現在、国において生徒指導提要の改訂が行われており、生徒や保護者等から意見を聴取したうえで校則を定めていくことが望ましいと示されている。

また、7月に実施した小学校児童・保護者アンケートにおいても、新しい学校づくりの取組で参加したい取組として最も回答が多かったのが校則の制定であった。そのため、今回の統合の取組においては生徒、保護者を含めた検討を行なっていきたいと考えている。

次に資料2により統合新校開校に向けた取組体制と配慮事項、今後のスケジュールについて説明する。

<取組体制について>

1のとおり、今後は、統合新校の開校に向けた実務的な取組を進めることとなるため、令和5年度に新たに検討組織を立ち上げ、協議会と連携を図りながら取組を進めていきたい。

本協議会の来年度以降の位置付け、所掌事項としては、(1) のとおり協議会設置要綱上の協議事項として校名の選定があるため、資料1でもご説明したとおり、校名の選定方法を協議することになる。

また、実務的な取組は(2)の開設準備委員会を立ち上げて進めていく。協議会の地域、保護者代表の委員を対象とした連絡・報告会を適宜開催し、取組の進捗状況について情報提供を行いながら進めていきたい。

2ページの『令和5年度以降の推進体制のイメージ』のとおり、本来であれば学校の権限で定める学校の具体的、実務的な事項であるが、新校開校前であるため、両中学校の教職員と関係小学校の教職員、教育委員会の職員で構成する開設準備委員会を立ち上げて取り組む。また、その下に5つの検討組織を設置して各分野の具体的な検討をしていく。取組の状況については、開設準備委員会から適宜協議会の連絡・報告会に情報提供し、各委員からご意見、アドバイスなどをいただきながら進めていきたい。

また、1ページの(2)のとおり、開設準備委員会では、各検討組織の総合的な調整のほか、第七中学校と第九中学校の歴史的資料(例えば校章や校旗、校名版、校歌版など)の保存・展示方法を検討する。

次に各専門検討組織の概要を説明する。

「教育計画等検討組織」は、教育に関する専門的な検討組織になるが、両校の教職員と教育委員会事務局職員で構成する。現在、既に活動している教育活動等検討委員会から移行する組織で、開校までの両校の評価規準や生活指導基準の統一、統合新校の教育計画の検討などを行う。

「施設計画等検討組織」は、両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管(区長部局)職員で構成し、統合新校の基本構想、設計業務など、施設に関する専門的な部分の検討などを行う。

「校章・校旗、校歌検討組織」は、資料1でも説明したように、両校の生徒を含め、関係小中学校保護者にも参加していただき、両校の教職員と教育委員会事務局の職員とで、校章・校旗、校歌の検討を行う。

「標準服・校則検討組織」は、こちらも資料1でも説明したように、両校の生徒、関係小中学校保護者を含め、両校の教職員及び教育委員会事務局職員とで、標準服・校則の検討を行う。

「通学負担緩和・安全検討組織」は、統合に伴い、通学区域が広がることから、通学における負担の緩和措置、安全対策の具体策について検討する組織となる。児童・保護者アンケートの懸念事項(資料4

の6ページ)に対応するために設置する組織で、両校の生徒、関係小中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する。

地域の安全対策とも関係することから、構成員として地域の方を想定しているが、関係町会・自治会、住区住民会議全てからでは組織が大きくなることから、人数と区域のバランスを考慮して、新校の通学区域と重なる4つの住区住民会議から選出していただきたい。

(3) のとおり、令和5年度に校名を選定し、条例を改正して統合新校の開校が確定した後、令和6年度に開設準備担当校長を配置させていただき、それ以降は当該校長を開設準備委員会の委員長として取組を進めていく。

<取組にあたっての配慮事項>

2のとおり、前回の協議会においてとりまとめた協議結果における留意事項、7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケート調査の結果、中学校PTA連合会からの中学校保護者アンケートを踏まえた要望事項に適切に対応するため、記載の表のとおり、各検討組織において検討を進めていくうえで配慮すべき事項を整理している。各検討組織では、この配慮事項に留意して具体的な方策を検討していく。

配慮事項について補足すると、第5回の協議会でとりまとめた留意事項である、表の○の配慮事項については、教育計画と施設計画の検討組織で記載のとおり具体的な方策を検討していく。

また、表の○は、小学校児童・保護者向けのアンケート調査結果の「統合に当たって懸念（心配していること）」についての項目（資料4の6ページ）を踏まえた配慮事項である。

アンケートの懸念事項で、一番回答が多かった「通学負担・通学時の安全確保」について、主に回答内容としては、通学区域が広がることにより、通学時間が長くなること、それによる防犯上や交通安全上の心配や、荷物が重いことによる負担、猛暑や悪天候時の通学を心配する内容である（資料4の6ページ参照）。

このことに対応するため、先ほど述べた「通学負担緩和・安全検討組織」を立ち上げ、個人ロッカーの設置など上下校時の負担軽減を図ることや、生徒の安全な通学のため、猛暑時や防犯・防災・交通安全面などに留意して、予め通学経路の確認をしたうえで安全対策を講じることに留意して検討を進めていく。

アンケートの懸念事項の「統合時の環境変化」、「統合後の学習活動」、「統合後の学習評価」、「教職員の負担」について、主な回答内容としては、統合により環境が新しくなることに対して円滑な適応、移行できるか、統合前後で指導方法や評価方法が大きく変わらないか、

またその対応のため教職員が忙しくなりすぎないかなどを心配する内容である（資料4の6ページ参照）。

これらの対応については、「教育計画等検討組織」で具体的な方策を検討していくが、配慮事項として、新校への円滑な移行に向けた交流活動の実施、統合による環境の変化に十分に対応可能な教職員の配置、新校開校に向けて両校での指導法や学習評価計画の段階的に統一などについて、これまでの協議会で具体的な方策をお示しているものもあるが、これらに留意して検討を進めていく。

アンケートの施設面での懸念事項、「暫定校舎の環境・施設整備」、「施設整備のスケジュール」の主な回答内容としては、令和7年度から令和9年度の途中まで第七中学校の既存校舎を暫定的に活用することになるが、その間の施設環境に関する心配、新校舎整備に当たってスケジュールどおりに進むか心配といった内容である（資料4の6ページ参照）。

これらの対応については「施設計画等検討組織」において、統合に伴う生徒数、学級数の増加に暫定校舎においても適切に対応した教育環境・生活環境の整備すること、また、児童・生徒、保護者などへの影響時期を十分に考慮して、新校舎の着実な整備を図ることに留意して検討を進めていく。

最後に「新校の校風・校則」については、時代にそぐわない文化、校則が残ることを心配する内容である（資料4の6ページ参照）。

このことに対応するため、「標準服・校則検討組織」において、両校の生徒、保護者の意見を踏まえ、時代に即した内容となるよう留意して取組を進めていく。

<スケジュール>

最後の3は、令和5・6年度のスケジュールとなる。若干補足すると、校章、校歌の検討については、校名が学校のイメージとして大きく関係することから、校名案の選定の状況を踏まえ、令和5年の10月頃から検討していくスケジュールとしている。

説明は以上となる。

【質疑・意見】

（会長）それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。まず、議題のひとつ目、資料1の校名等の選定・検討方法について、特に校名を公募することに関して、ご質問やご意見があつたらお聞かせいただきたい。

- 校名については条例で定める必要があるとの説明があつたが、区立中学校の校名を第一中学校から第十一中学校のように数字としていたが、目黒中央中学校・大鳥中学校の開校の際には、地域に即し

た校名に変わっている。その経緯を知りたい。
⇒（学校統合推進課長）学校の設置については、条例で定めることとなっており、目黒区立学校設置条例では学校名と所在地を規定している。直近の条例改正日は、大鳥中学校を統合新校として開校した時期であり、平成25年12月に条例を改正したうえで、平成27年4月に開校している。

- 区立中学校を第一中学校から第十一中学校まで設置した際に、なぜ地域に関係のない校名としたのか、分かれば教えていただきたい。他の地域では、校名が地区名だったりしている。
⇒（学校統合推進課長）設立当初の第一中学校から第十一中学校の校名決定の経緯については、申し訳ないが、手元に資料がなく把握をしていない。

（会長）議題の方に戻させていただき、校名を公募することについて、ご質問やご意見等があれば、お聞かせいただきたい。

- 校名について公募ということだが、公募した結果は報告されるのか。公募した結果、一番多いものを校名にするわけではないと思う。皆の意見を聞くという建前のため公募を行い、新校の校名はあらかじめ決まっていたということになることはないか。
⇒（学校統合推進課長）公募について、大鳥中学校の例では、約450人の方から約490件の応募があった。また、選定に当たっては、最終的に、教育委員会で絞り込みを行い、それを最終的な校名候補として、区議会で議決という流れになる。その過程において、協議会で情報提供を行ってご意見をいただき、また、当時の第三中学校と第四中学校の生徒に、応募のあった校名についてアンケートを行い。その内容も参考にした。

応募数として一番多かった校名は、一方の地域に片寄りがある名称だったことから、地域に片寄りがある校名は相応しくないというご意見を協議会でいただき、最終的にはそれらのご意見等を考慮して、教育委員会で校名候補を決定したという経緯である。

今回に関しては、令和5年4月頃に、どの様な条件で公募をするか協議をさせていただき、また、絞り込みの段階において、校名選定に関してご意見をいただきながら、決定していきたいと考えている。

- 校名を公募で決めるることは適切だと考えている。なぜこの校名にしたいのか、校名に込める思い等を公募の際の項目として入れるようにしていただき、それを踏まえたうえで決定できるようにしてほしい。
⇒（学校統合推進課長）どの様な思いを込めて校名を応募していただいたか確認することは重要であり、ご意見を踏まえて進めていきたいと考えている。

- (会長) それでは、校名については公募することが適当であることとし、校名等の課題整理について、この内容で取りまとめていく。
- 次に、議題のふたつ目、今後の取組体制、配慮事項及びスケジュールについて、ご質問やご意見などがあったら、お聞かせいただきたい。
- 統合新校推進協議会とは別に、開設準備委員会を設置するということだが、統合新校推進協議会はどこまで、何をやればいいのか。資料には、「統合新校の校名の選定に関すること」とあるが、校名選定だけなのか。
- ⇒ (学校統合推進課長) 統合新校推進協議会を設置した際に、統合新校に関する基本的な事項を協議することとして、要綱上、いくつか項目を挙げている。
- そのうち、統合新校の位置や目指す学校像等、他の協議事項に関しては、次回の協議会で取りまとめさせていただくが、残る協議事項は校名となる。そのため、今後の協議会における協議は、基本的には校名に関する事項となる。
- これから具体的に校章や標準服、通学負担や通学方法等を、検討組織で検討していくが、その内容に関しては協議事項ではないが、協議会の保護者、地域の委員の方を対象に連絡・報告会を開催し、適宜情報提供していきたいと考えている。例えば、どの様に検討を進めるか、選定基準を決めた際等に、情報提供していき、協議による協議結果の報告といった形ではなく、各委員からアドバイスやご意見をいただきながら進めていく形を想定している。
- 校名選定のスケジュールの中で協議会を開催する時期として、まず、令和5年4月、8月と資料に書いてある。つまり、今年の11月の協議会以降、令和5年4月までは協議会はないということか。その辺りのスケジュールを教えてほしい。
- ⇒ (学校統合推進課長) 今年度は11月の取りまとめが最後の協議会になる。その後、協議結果の取りまとめを受け、これまでの協議結果を踏まえた、統合新校整備方針案を、教育委員会で12月頃に策定する。方針案の策定後、来年1月から2月にかけて、地域の方・保護者の方を対象として説明会を開催する予定である。そこでご意見等をいただき、3月頃に方針案を確定したうえで、統合新校開設準備委員会を令和5年4月に立ち上げ、校名等を決めていくという流れになる。そのため、本年12月から来年3月までは協議会の予定はない。
- 統合新校推進協議会について、協議会委員の任期は「統合新校を設置するまで」となっている。任期は具体的にいつまでなのか。
- ⇒ (学校統合推進課長) 協議会委員委嘱の任期は、「統合新校を設置するまで」である。統合新校開校の予定が令和7年4月のため、それまでが任期ということになる。協議事項に関しては、現状、予定しているものは来年の8月までであり、当面予定している協議として

は来年の8月で終わることになる。しかし、協議会とは別に、開設準備の進捗状況をご報告させていただくための連絡・報告会を開催し、情報提供させていただきたいと考えている。

- 校名等の選定・検討方法について、大鳥中学校の統合時の資料を付けていただいたが、目黒中央中学校の統合時はどの様に進めたのか知りたい。大鳥中学校の時と全く同じなのか。

⇒（学校統合推進課長）目黒中央中学校の統合時は、大鳥中学校と全く同じ形ではない。例えば、校章・校旗、校歌、標準服については、検討組織の中に生徒が入っていなかった。大鳥中学校の統合時から、生徒参加ということで、検討組織に生徒を入れる形にしている。また、目黒中央中学校の統合時は、検討組織に小学校保護者は入っていなかったが、大鳥中学校の統合時から検討組織に含めている。

また、校名については、目黒中央中学校の統合時は、協議会ではなく、選定委員会を設置し、住区の代表者や保護者を入れて検討した。

目黒中央中学校の統合時と、大鳥中学校の統合時、また今回の統合とでは、選定・検討方法を変更している。

- 前回から言っているが、住区や町会、地域の方の意見や思いが反映されるチャンスが少なく、置き去りにされたような印象を受ける。この協議会という場もあるが、協議会で何か意見が反映されるわけではなく、基本的に報告がされるだけである。校名や校章等の選定について、大鳥中学校の統合の例を見ると、地域の方にアンケートを実施するなどあるが、それについても、何か意見が反映されるわけでもないということが想定される。

今後の組織として、「通学負担緩和・安全検討組織」において、地域の方をメンバーとするとあるが、もう少し、地域を大切にして進めていってほしいというのが意見である。例えば、「教育計画等検討組織」の配慮事項のところで、「更なる地域との連携・協働を図ること」とあるが、こういうのは、地域の思いをどのように拾っていくか等、必要があれば検討組織に地域の方にメンバーに入っていただく等、そのようなやり方もあるのではないか。

また、町会等で諸先輩方の話を聞くことがあるが、当然に両校には歴史がある。そのことを踏まえ、次の50年、100年誇れる新しい学校を立ち上げていくことに携わって取り組んでいるのだから、次の世代に自信をもって新しい学校を立ち上げられるためには、今までどうだったかということが非常に大事だと思っている。そう思った時に、これまで地域で活躍した先輩方が活躍する場とは言わないが、その様な組織を作ったうえで進めていただきたい。その中で、資料2の開設準備委員会の部分になるが、例えば両校の歴史的資料の保存や展示方法について検討してもらう検討組織を個別に立ち上げ、地域に関わってもらうということを、ぜひ検討していただけないか。

⇒（学校統合推進課長）地域の方々には、これまで統合新校推進協議会にご出席いただき、とても感謝している。これまでの学校統合と

比べても協議会への出席率が高く、地域の方々にはとても関心を寄せて参加していただいている。このような状況を考慮して、協議事項にはなっていないが、検討組織の内容や検討状況を連絡・報告会により適宜情報提供させていただき、今後も色々とアドバイスをいただきたいと考えている。このような体制は、大鳥中学校の取組の際にはなかったものである。

委員ご提案の両校の歴史的資料の保存や展示方法にかかる地域の方を含めた検討組織の設置については、持ち帰らせていただき、どのような形が良いかどうかも含めて検討したい。

- 大鳥中学校や目黒中央中学校など、前例を参考に統合を進めていくのは、当然大事だと思うが、「第八中学校」「第十一中学校」の事情を踏まえて検討を進めていただきたい。

(会長) それでは、「今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール」について、委員のご意見を踏まえ、修正を行い取りまとめていくこととする。

3 その他

【質疑・意見】

- 資料3「統合方針改定案に係る質疑・意見等の概要について」の中で、「特別支援教室を新設中学校へ引き続き設置することを統合方針に追記しました」とあるが、これは統合方針に盛り込んでいるということでしょうか。また、それ以降、統合方針は変更されているのか。

⇒ (学校統合推進課長) 統合方針は、令和3年12月の改定以降変更はない。

- 前回の協議会の時にも意見しているが、部活動で合同チームを編成した場合、例えば、目黒区の大会では出場が認められるが、その後の大会で勝ち進んだ場合に上位大会への出場が認められるかということについて、事務局に調べていただくと解釈していたのだが、どうなっているのか。

P T Aの会長で集まった時にも関連した話にもなったが、例えば新人戦で、目黒区の大会において、「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」のチームが、決勝に進出して、都大会に出場する権利を獲得しても、都大会やその上位大会では出場が認められないとなった時に、そのようなことをするのは、おかしいのではないかという意見が多くあった。やはり、競技ごとにどうなるのか、しっかりと提示すべきだと思っている。とても細かいことだと思うが、子どもたちは大会に向けて、部活動を一生懸命日々練習して、上位大会を目指し研鑽している。目黒区の大会で優勝しても、合同チームのため都大会に出場できないということがあったら、子どもたちがかわいそ

うだ。合同チームを編成した場合に、上位大会などに参加できるのかご提示いただきたい。

⇒（統括指導主事）前回の協議会で説明に至らないところがあり、申し訳ないと思っている。まず、都大会や関東大会など全国大会に繋がる大会に、合同チームで出られない場合の話だと思うが、そういった場合は区大会が予選大会にあたる。都大会、関東大会、全国大会に合同チームで出られない競技については、その予選大会である区大会も合同チームでは参加できない。あくまでも、我々が想定していたのは、目黒区内だけで終わる大会、いわゆるローカル大会についての参加である。競技によっては、合同チームを結成することで、見方によっては子どもたちの出場回数を減らしてしまうということも考えられる。また、子どもたちから「人数が揃っているのだから、わざわざ合同チームを結成しなくても良い。」という意見が出てくることもあります。ローカル大会で、子どもたちの意見を聞きながら、合同チームを編成したいという意見が多ければ、協議の上、合同チームを編成し、統合に向け取り組んでいくという考え方である。

○ 基本的にはローカル大会と上位大会に繋がる大会は別のものということで良いのか。個人的に同じイメージだったのだが、それぞれ別で考えているということでよろしいか。合同チームで出場して優勝しても、都大会に出場するということは全く考慮されていないということでおよろしいか。

⇒（統括指導主事）競技にもよるが、例えば都大会・関東大会・全国大会と上に進んでいく大会においても、合同チームで出場できる競技はある。現時点の区立中学校で取り組んでいる競技においては、合同チームで出場できる競技は極めて限られている。上位大会に進む大会は、ルールが細かく、例えば、バスケットボールであれば、第八中学校と第十一中学校で、どちらかの中学校が、単独チームでは競技人数を満たせなくて出場ができないという条件の時に、合同チームを編成することができるということになっている。競技ごとに基準は違っており、その都度ルールを確認し、その際の部員数の状況に照らして、また、仮に合同チームを編成するとしても、子どもたちの意見を聞きながら取り組んでいく。

○ 今の説明では良くわからない。合同チームを編成できる競技について、区の方で調べる必要があると思う。2年後、3年後、ルールが変わることはあるかも知れないが、今の状況で、例えば、サッカー、バスケットボールなどそれぞれの学校の部員数が足りなくなつた場合にどうなのかは分かると思う。そうしたことを報告してもらいたい。前回の協議会から2か月間という期間があったのだから、今回の協議会で何か説明があると思っていたが、説明がないのは非常に残念である。合同チームを編成できる可能性がある競技は限られていると思うが、そうしたことを説明できないのなら、合同チ

ムの編成に関する記載をするべきではない。
⇒（学校統合推進課長）次回に資料として提出できるものを検討させていただく。「第七中学校と第九中学校」と「第八中学校と第十一中学校」の現在の部活動を踏まえたうえで、どの様な合同チームを編成できるのか、現在の規程を整理させていただくということで良いか。可能な限り努力させていただき、次回の協議会を目標に、間に合わなければ別に情報提供させていただきたい。
⇒（統括指導主事）すぐには難しいかも知れないが、日本中学校体育連盟等の規程を調べれば確認できると思う。

○ 情報提供できないことを統合方針に書くのは無責任である。判断は事務局に任せるが、もう少し丁寧で具体的な説明をお願いしたい。

（会長）合同チーム編成の件に関しては、後日、早ければ来月、もしかしたら少し伸びる可能性があるということでご了承いただきてよろしいか。

3 閉会

第7回協議会は、協議結果のとりまとめを議題とし、11月18日（金）午後7時から第八中学校体育館で開催することとした。

以上

会 議 錄

名 称	第7回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年11月18日（金）午後7時から午後8時10分まで
会 場	第八中学校体育館
出席者	35名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日は「統合新校の基本的事項に関する協議結果の報告」について協議を行う。</p> <p>2 (1) 歴史的資料の保存や展示の検討体制について</p> <p>(会長) 前回の協議会で議題とした「今後の取組体制」において、委員から提案のあった「歴史的資料の保存・展示の検討体制」について、事務局案をもとに幹事会で検討したものを確認し、本日の協議結果の取りまとめに反映させるため、事務局から説明を受ける。</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 資料1により歴史的資料の保存や展示の検討体制について説明する。参考として配布した、前回第6回の協議会資料「統合新校開校に向けた取組体制と配慮事項、今後のスケジュールについて」を参照してもらいたい。 前回の協議会での委員からの提案を受け、事務局案をもとに幹事会で検討した。その結果を反映させ、前回の協議会で示した検討組織に加え、地域の方を構成員に含めた、両校の歴史的資料の保存や展示に係る検討組織を個別に設置する内容としている。</p> <p>1に記載のとおり、歴史的資料の範囲は、閉校となる学校の校旗・校章、校名板、校歌、生徒の制作物、寄贈物、賞状・トロフィーなどが挙げられており、これらの中から何をどのように保存・展示するかについて実務的な検討を行い、選定・保存の方針を定めることになる。 参考に記載のとおり、これまでの統合の取組では学校が主体となって検討し、目黒中央中学校の場合には、新校舎に展示スペースを設けて校旗や校章、校名板などを設置し、大鳥中学校の場合は、両校の校歌板を体育館に設置するなどの対応であった。</p>

第八中学校と第十一中学校の統合に当たっての検討体制について、前回の協議会では、学校、教育委員会事務局で構成する開設準備委員会で歴史的資料の保存・展示について検討することを提案した。

しかし、両校の伝統や校風などの継承や、地域との更なる連携・協力を図る観点から、実務的な検討の段階から地域の協力をいただくことは、第八中学校と第十一中学校の統合における取組のあり方として望ましいものと幹事会において整理し、2に記載のとおり、検討組織を新たに立ち上げ、住区住民会議から推薦いただいた地域の方と両校の保護者、学校、教育委員会事務局職員を構成員として、連携・協力して取組みを進めたいと考えている。

なお、当該検討組織を追加した取組体制のイメージは以下の表に記載している。また、スケジュールについては裏面の表の一番下の項目のとおり、令和5年度から6年度に、他自治体の例などを踏まえると4回程度開催することを想定している。

【質疑・意見】

(会長) それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。

- 前回の意見を反映していただきありがたい。この様な形で地域のつながりができるとうれしく思う。
- 良い提案だと思うが、学校の教職員が全ての検討組織に入っている、複数の検討組織のスケジュールも重なっているため、各検討組織の開催時期をずらすなど教職員の負担軽減に努めてもらいたい。
- 統合新校推進協議会の今後の活動を聞きたい。参考資料の1ページの1(1)を見ると定期的に情報提供をされる側になると読めるが、連絡・報告会がいつ頃どの様な形で開催されるのかが分からぬ。現時点での方向性が決まっていれば教えてほしい。
⇒(学校統合推進課長) 連絡・報告会の具体的な開催時期は決まっていないが、概ね2か月に一度程度の開催になるのではないかと想定している。
開催のタイミングとしては、例えば、校章などの選定条件を決めて募集等を行う前段階や、施設の基本構想などにおける情報提供を想定している。要所、節目での情報提供になるので、定期的な開催ということではない。
- これだけの複数の検討組織が動くので、様々な決定事項や相談事項がそれこれから生まれると思う。2か月に一度程度の開催であれば、その背景の説明も聞くことも考えると、毎回の連絡・報告会はそれなりに時間がかかることが想定される。開催回数や報告内容の精査も含めて、効率的かつポイントを押さえた運営に努めてもらいたい。

⇒（学校統合推進課長）報告のタイミングなども委員の皆さんと相談しながら決めていきたと思う。委員の皆さんに負担がかかるないよう、報告内容を精査し、効率的・効果的な運営に努めたい。

○ 統合新校推進協議会の委員は報告を受ける立場になるので、検討組織の委員にならないという理解で良いか。

⇒（学校統合推進課長）検討組織の委員については、保護者や地域からの推薦をお願いすることになるが、統合新校推進協議会の委員を推薦できないとするることは考えていないため、協議会の委員を推薦いただければ検討組織に入っていただくことになる。

（会長）それでは、「歴史的資料の保存や展示の検討体制について」について、委員のご意見を踏まえ、協議会としての取りまとめを行うこととする。

2 (2) 統合新校の基本的事項に関する協議結果の報告について

（会長）

本日の議題である、「統合新校の基本的事項に関する協議結果の報告について」に入る。これまでの協議で確認した協議結果を教育長に報告するに当たり、最終確認をするものである。

事務局から説明を受ける。

（学校統合推進課長）

資料2「統合新校の基本事項に関する協議結果報告書」案を説明する。

この報告書は、8月に取りまとめた新校の位置・通学区域、目指す学校像も含め、今年度これまで協議した事項の協議結果を教育長に報告する報告書として取りまとめたものである。

報告書の内容としては、これまでの協議会で確認した協議結果を文書化したものであり、新たな内容はない。

まず、目次では、協議結果を4つの構成とし、第1に新校の基本的な事項、第2に移行期間中の教育活動・交流活動、第3に今後の取組体制及び配慮事項、第4に協議会で各委員から出された意見・要望として整理した。目次の右側は、会長にお願いした協議結果の取りまとめに当たっての冒頭のあいさつ文である。

<第1 新校の基本的な事項について(1から4ページ)>

1ページは「新校の位置及び通学区域」の協議結果である。

2ページは、1ページ(3)記載の、新校の位置及び通学区域の議論を踏まえた留意事項である「第八中学校が新校の位置となる期間の通学負担の緩和措置についての基本的な考え方」となり、第5回の協議会で取りまとめた協議結果を改めて掲載したものである。

なお、2ページの3「今後の検討体制」の部分は、8月の取りまとめでは「具体的な緩和措置の内容等については「通学に係る専門部会」を設置して」としていたが、前回の協議会で取りまとめた「通学負担緩和・安全検討組織」の名称に変更している。

3ページは「新校が目指す学校像」は、第5回の協議会で取りまとめた協議結果を改めて掲載した。

4ページの3は「新校舎の施設整備」は、第4回の協議会で取りまとめた協議結果である。

協議会でお示しした資料内容を基にした記述で、本年1月策定の「目黒区学校施設更新設計標準」や本年6月改訂の文部科学省の「学校施設整備指針」等に沿って、安全・安心で、環境に配慮した施設整備を基本に、時代に即した多様な学習形態に対応できる学習環境づくりが必要だと考えること、施設整備に当たっては、新校の目指す学校像や学校づくりの視点を踏まえつつ、学校、保護者、地域の意見を十分に聴きながら、魅力ある学校施設の実現に向けて検討を進めることができ望ましいと考える旨を記載した。

4ページの4の「校名等の選定・検討方法」は、第6回の協議会で取りまとめた協議結果である。

(1)の校名については、公募による選定が適当であること、公募の条件、選定基準などについて協議会において協議することが望ましい旨を記載した。

(2)の校章・校旗・校歌と(3)標準服・校則については、前回の協議会資料と基本的には同じ趣旨の記載となる。

(2)校章・校旗・校歌の制作に当たっては、両校の生徒を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいこと、また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、地域の意向にも配慮することが必要であることを記載した。

(3)標準服と校則については、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を設置して、検討していくことが望ましいと考えることを記載した。

<第2 移行期間中の教育活動・交流活動について(5・6ページ)>

「移行期間中の教育活動・交流活動」は、第4回と第5回で取りまとめた協議結果である。

5ページの1「教員間で行う検討事項」は、令和7年4月の新校への円滑な移行に向けて、新校の目指す学校像や学校づくりの視点を踏まえて移行期間中の教育活動を展開していくため、表に記載の教育課程や学習評価などの事項について両校で計画的に取り組んでいくことが望ましい旨を記載した。

6ページの2「各校で行う教育活動・交流活動」は、開校に向けて両校の生徒が豊かな人間関係を構築していくため、第5回の協議会で示した、表に記載の交流活動の例を基本とし、各校の教育活動への影響や、生徒の負担を考慮しながら、交流内容等を精査して実施していくことが望ましいと考える旨を記載した。

例示の表に記載の部活動の合同チームの関係だが、これまでの協議会での意見を踏まえ、合同チームを必ず編成する、もしくは編成しなければならないといった誤った意図で伝わらないよう、表の下に米印の文言を追記し、様々な要件を踏まえ、その要件を満たした場合に、交流を目的として合同チームの編成を検討するものであることを明記した。

なお、前回ご要望のあった都大会、全国大会などにつながる公式戦に参加できる合同チームの編成に関する資料については、競技や大会の種類、時期などによって参加条件が変わってくることから、幹事会で調整した結果、本日配布していないが、一定程度整理した資料を作成しているため、事務局に問い合わせがあれば情報提供させていただく。

<第3 今後の取組体制及び配慮事項について(7から9ページ)>

7・8ページの1「今後の取組体制」は、第6回の協議会で取りまとめた協議結果に、先ほど確認した「歴史的資料の保存・展示検討組織」を加えている。

9ページの2「取組に当たって配慮すべき事項」は、第6回の協議会で整理した表に記載のそれぞれの検討組織の配慮事項について、その実現に向けて最大限の努力をするよう要望するものである。

<第4 協議会で出された各委員からの意見要望(10ページから)>

中間の取りまとめ時と同様、これまでの協議会の会議録等を添付し、協議の過程で各委員から出されたご意見について今後の検討の参考とするよう記載した。

<その他>

なお、会議録はお手元の資料では第6回までの添付となっているが、本日の第7回協議会までの全ての会議録を添付して、最終調整させていただく。

また、報告書の最後には資料として本協議会の要綱と協議会委員名簿、協議日程を添付した。

協議結果の教育長への報告については、最終調整後の11月30日に会長から教育長に手渡しで提出していただく予定としている。

また、報告書の内容を踏まえて、教育委員会において新校の基本的な事項等を取りまとめた「統合新校整備方針の案」を12月に策定し、来年の1月頃に保護者、地域などを対象とした説明会等を開催して意見募集を経て、3月までに確定していく予定となっている。

説明は以上となる。

【質疑・意見】

(会長) それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。

<各校で行う教育活動・交流活動（6ページ）について>

- 部活動の合同チームについて聞きたい。都大会などの上位大会に合同チームで出るのは厳しいという話を聞いた。

また、大鳥中学校の時に編成した合同チームは野球部のみだったと聞いているので、今回の統合においても、実際に合同チームの編成は難しい状況が想定される。

そのため、資料の令和5年度の7番目にある「競技や人数等に応じた合同チームの編成」に米印で説明はされているが、合同チームで出られると誤解される恐れがあるので表現方法を考えてほしい。

- ⇒ (学校統合推進課長) 都大会などの公式戦と呼ばれる大会では、規程等により合同チームでの出場に条件があること、また既に別の学校と合同チームを組んでいる、競技によってはライバル関係として活動しているなどの部活動の状況なども考慮すると、合同チームとして公式戦に出場するのは難しいところではある。

表現方法については、合同チームとしての出場はハードルが高いといったことを記述に盛り込むといった趣旨である。

- 期待を持たせる様な書き方だと誤ったメッセージを与えるのではないか。都大会などの上位大会に出られるというのは、学校の代表となることであり、部活動に取り組む生徒にとって嬉しいことであるため、それが出来ないのであれば期待を持たせない方が良い。令和5年度のところに「競技や人数等に応じた合同チームの編成」とあると、「合同チームで出られる」といった誤ったメッセージを送ることになってしまうのではないか。今日初めてこの資料を見たが、そういう風に受け取ってしまった。もう少し明確な表現の方が良いと思う。

- ⇒ (学校統合推進課長) 米印の記載の仕方を工夫するというより、合同チームという表現を合同練習などに改めるという方が良いか。

- その方がまだ良いと思う。各校の最後のチームとしてそれぞれで出たいという生徒もいると思う。

令和7年度は開校していきなり同じチームで活動することは難しいので、それに向けて合同練習は必要となると思われる所以、合同練習は良いとは思うが、合同チームと書くのはいかがと思う。

(会長)「競技や人数等に応じた合同チームの編成」の「競技」という表現はどのように感じるか。

- 先ほどお話ししたように大鳥中学校の時に合同チームを編成できたのは野球部だけと聞いているので、おそらく多くの人数が必要となる部活動が対象となり、対象となる競技が多いとは思えない。文化部などではプラスバンドなども対象となるのかもしれないが。

(会長)「人数等に応じた合同で練習をする」といった端的な表現ではいかがか。他にもご意見があれば伺いたい。

- 令和5年度に中学校に入学する生徒は、令和7年度の統合のタイミングで中学3年生となる。その段階で同じチームとなつても機能しないことが想定されるため、令和5年度の段階から交流をしていく趣旨であると受け止めている。そのため、令和5年度の当初から合同チームを作ると記載するのは趣旨が違うと思う。

- 合同チームという言葉があることで、チームを作るという誤解を招くと思っている。米印のところにあるように交流目的、いわば統合時の激変緩和を目的とするものであることから、「競技や人数等に応じた合同チームの編成」の上の項目の「部活動における土日や長期休業を中心とした合同練習の機会の確保」があれば、十分にその目的は果たされると考える。

ただ、令和6年度の「秋季大会終了後の合同チームの編成」については、令和7年度の新チームとして活動を開始するということなので、この項目は例示として適切であると考える。

- 教育活動・交流活動の例示の項目の中で、合同チームの編成以外の項目はこういうことがやれたら良いなと思えるものが例示になっている。合同チームについては例示として馴染まないのではないか。これまでの協議会での議論で合同チームは実際にはあまりできないという話が出ていたにも関わらず、例示として出ると、どうしても合同チームをやっていくのだというメッセージで読み取ってしまう。合同チームのことを記載するのであれば、本文の中で米印にある説明を入れるといった形ではどうか。

(学校統合推進課長) 皆さまからのご意見のとおり、合同チームを編成しなければならないものではなく、令和7年度の開校の際に部活動を円滑に移行するための方法の一つである。誤解のない様な形で修正したいと思っているがどうか。

(会長) 修正についてご意見を伺いたいと思うがどうか。

- 誤解のないように修正をお願いしたい。

- 誤解のないような修正を行うことで良いと思う。修正点を確認させていただくと、令和5年度と令和6年度の「競技や人数等に応じた合同チームの編成」の項目がなくなるという理解で良いか。「合同チームの編成」という項目がなくなり、その上の「部活動における土日や長期休業を中心とした合同練習の機会の確保」の項目の「合同練習」を「合同練習等」と表現することで良いか。
⇒ (学校統合推進課長) 合意が得られるのであれば、その形としたい。

(会長) 今説明のあった修正をすることで良いか。

(異議なし)

- 前回の協議会では、勝ったのに上位大会に出られないということでは困るので、どの部活が合同チームで上位大会に出られるのか調べてほしいという趣旨の発言があったかと思うのだが。体育協会などに確認してもらうという話もあった。

- 前回の協議会では、どの競技で、合同チームを編成して上位大会に出られて、どの競技で出られないかということを明らかにしてほしいと意見していたと思う。

今日の話では、どの競技においても、大会によって異なるということであるが、もう少し明らかにしてほしいと思う。

- ⇒ (学校統合推進課長)

東京都中学校体育連盟などに問い合わせなどをして資料を作成し、幹事会でも情報提供したが、①協議によっては夏の大会、秋の大会で要項が違うといったように規程が複雑であること、②統合対象校のどの部活動で合同チームを組めると明示した資料を出すことで、該当する部活動で合同チームを編成しなければならないという誤解を招く、といったご意見があり、協議会での資料配布は見送った経緯がある。

- 幹事会の議論では、協議会資料において、どの部活で合同チームを編成できるという出し方をすると、その部活は合同チームを必ず編成する、編成しなくてはならないという誤解が生じるので、資料として配布することは避けた方が良いとの結論に至った。

- 合同チームのあり方については、教育計画等検討組織で検討していくという理解で良いか。

- ⇒ (教育次長) 各学校で進めていくのが原則だが、交流活動を含めた合同チームについては教育計画等検討組織とも連携していくことになると思う。

- 教育活動・交流活動の例示のところを案として示して、内容については教育計画等検討組織で検討していくと記載すれば良いのでは

ないか。

⇒（教育次長）ご指摘のとおり、あくまで活動の例示であるので、今後具体的な検討を進めていくということになる。

○ 今後どの組織で検討するかを明示することが大切ではないか。

⇒（学校統合推進課長）基本的には教育計画等検討組織が学校と連携してという形になるので、資料6ページ（2 各校で行う教育活動・交流活動）の二段落目の文章の中に明記することにしたい。

（学校統合推進課長）

これまでの議論を踏まえて、修正点を整理したい。

各校で行う教育活動・交流活動についての検討主体が教育計画等検討組織であることを明記すること、令和5年度と6年度の「競技や人数等に応じた合同チームの編成」の項目を削除し、その上の「部活動における土日や長期休業中を中心とした合同練習の機会の確保」の項目を「部活動における土日や長期休業中を中心とした合同練習等の機会の確保」と「等」を追加すること、米印のところを削除すること、以上の修正で良いか。

（異議なし）

<その他>

○ 取組に当たって配慮すべき事項（9ページ）について、歴史的資料の保存・展示検討組織についても、地域の意見を踏まえて検討することについて配慮すべき事項に入れてほしい。

⇒（学校統合推進課長）ご意見を踏まえて修正する。

○ 協議会で出された各委員からの意見・要望（10ページ以降）について。この様な報告書は、何をやってきたかということと、それを踏まえてこれからどう進めていくかを示すことが大切だと思う。その観点からはこれまでやってきたこととして会議録を載せることはとても重要な要素である。

その上で、丁寧にやるとすれば、会議録に加えて、意見・要望をまとめたものを追加することや、要望事項については、具体的に書けないものが多いと思うが、事務局としてどのように対応したのか、対応できていないか、事細かに書く必要はないが一文でも良いので記載するべきではないかと思う。委員として責任ある立場で参加しているので、何らかの形で残しておいてほしい。

⇒（学校統合推進課長）これまでご意見・ご要望を受け、事務局として対応すべき点は一定程度対応してきたと考えている。会議録については、議論の内容や要望など全体を把握できるよう要旨をまとめて整理しており、ここから要望事項のみを文言として正確に取り出すとなると、一つひとつの要望について委員の方々に確認しなければならないことから、協議結果の報告までに整理するのは時間的に

難しい。

今後、教育委員会で統合新校整備方針を取りまとめていくが、その際に協議で確認した事項や個別の意見・要望を踏まえ、どの様な形で取り組んでいくかをお示しする流れになることから、報告書の意見・要望の体裁については、会議録を掲載する形で整理させていただきたい。

- 各委員からの意見・要望への対応について、今説明があったように今後どうしていくのかが分かるように明示すれば良いかと思うのでよろしくお願ひしたい。

- 報告書は公表されるのか。11月30日に教育長に提出するということだが、提出する前に委員側で確認できるのか。

⇒（学校統合推進課長）11月30日に報告書を教育長に提出後、統合新校整備方針の案を取りまとめた際に報告書の内容も公表する。また、教育長に提出する前に委員の方々には報告書の内容を確認していただく。

- 冒頭の会長の挨拶の最後では、「校名の選定につきましては、令和5年度に協議し、結果については別途報告いたします」と協議すると言っているのに、4ページの4（1）の校名の選定のところでは「公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、協議会で協議していくことが望ましいと考えます」と記載がある。協議会の協議事項として残っているのに「望ましい」と記載するというのはいかがなものか。「協議していきます」ではないのか。

⇒（学校統合推進課長）ご指摘のとおり、協議会として残された協議事項になるので、4ページの4（1）校名の選定の最後を、望ましいと考えます」という表記としたのは適切ではなかった。「協議会で協議していきます」に変更する。お詫びして訂正したい。

（会長）それでは、ご意見を踏まえた修正を加えて、今回の協議会の会議録と修正後の報告書の内容を事前に委員の方々に確認していただいた後に、11月30日に教育長に報告書を提出させていただく。

3 閉会

来年度の協議会は、来年の4月を予定し、校名の公募条件、選定基準を議題として開催する。

以上

(このページは空白です)

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第八中学校及び第十一中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合新校の位置
- (2) 統合新校の通学区域
- (3) 統合新校の目指す学校像
- (4) 移行期間中の該当校に関する基本的対応策
- (5) 統合新校の校名の選定に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する町会・自治会の構成員に限る。) 12人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 大岡山小学校、緑ヶ丘小学校及び中根小学校のPTAの会員 6人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 大岡山小学校、緑ヶ丘小学校及び中根小学校の学校長 3人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

資料2

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	委員	役員
住区住民会議 (4人)	大岡山東住区住民会議 鈴木 清崇	副会長
	大岡山西住区住民会議 小用 清美	
	中根住区住民会議 小林 節子	
	自由が丘住区住民会議 木村 常在	幹事
町会・自治会 (12人)	碑文谷町会 門司 隆明	
	南二丁目町会 今村 健司	
	南三丁目町会 前中 洋一	幹事
	南三丁目東町会 國分 敏夫	
	自由が丘町会 館山 慶太	
	自由が丘商店街自治会 比護 孝	
	緑が丘自治会 辰巳 ヒロミ	会長
	緑が丘西地区自治会 桂 富実	
	中根東町会 唐牛 順一郎	
	平町会 荒木 哲	
	大岡山町会 井手 俊文	
	大岡山西町会 池上 能弘	
中学校PTA (4人)	第八中学校PTA 飯田 学	幹事長
	第八中学校PTA 工藤 香織	
	第十一中学校PTA 矢口 撥視	副幹事長
	第十一中学校PTA 阿部 昌美	
小学校PTA (6人)	大岡山小学校PTA 村田 一久	副会長
	大岡山小学校PTA 道端 美輪	
	緑ヶ丘小学校PTA 栃木 康昌	幹事
	緑ヶ丘小学校PTA 矢野 好美	
	中根小学校PTA 合田 元	
	中根小学校PTA 北本 美菜	
中学校校長 (2人)	第八中学校長 中川 博英	幹事
	第十一中学校長 田井 俊行	副会長
小学校校長 (3人)	大岡山小学校長 中山 晴義	幹事
	緑ヶ丘小学校長 龍花 千鶴	
	中根小学校長 日下 勝豊	幹事
教育委員会事務局 (9人)	教育次長 谷合 祐之	
	教育政策課長 濱下 正樹	
	学校統合推進課長 関 真徳	
	学校ICT課長 藤原 康宏	
	学校運営課長 香川 知子	
	学校施設設計画課長 岡 英雄	
	教育指導課長 寺尾 千英	
	教育支援課長 山内 孝	
	統括指導主事 工藤 邦彰	

(このページは空白です)

第八中学校・第十一中学校の統合新校推進協議会
協議経緯

	日程	内容
第1回	令和4年 4月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開等の取り扱いについて ・幹事会の設置について(幹事の選出) ・協議会の運営及び日程等について
第2回	令和4年 5月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の位置及び通学区域について
第3回	令和4年 6月29日(水)	
第4回	令和4年 7月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の通学区域（通学負担の緩和措置）について ・新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について ・施設整備の方向性
第5回	令和4年 8月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について ・施設整備の方向性 ・新校の位置、通学区域及び目指す学校像の協議結果の報告について
第6回	令和4年 10月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・校名等の課題整理について ・今後の取組体制、配慮事項及びスケジュールについて
第7回	令和4年 11月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の基本的事項に関する協議結果の報告について